

○日 時 令和2年3月11日 午前9時28分～午後5時2分

○場 所 議 場

○出席委員

13番	清 水 和 弘	委員長	12番	東 君 子	副委員長
2番	眞 茅 弘 美	委員	3番	上 迫 正 幸	委員
4番	沖 園 強	委員	5番	禰 占 通 男	委員
6番	城 森 史 明	委員	7番	吉 松 幸 夫	委員
8番	吉 嶺 周 作	委員	9番	立 石 幸 徳	委員
10番	下 竹 芳 郎	委員	11番	永 野 慶一郎	委員
14番	豊 留 榮 子	委員	議長	中 原 重 信	

【議 題】

議案第7号 令和2年度枕崎市一般会計予算

[災害復旧費～予備費] [歳入] [総括]

議案第8号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算

【審査結果】

議案第7号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第8号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第9号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第10号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

午前9時28分 再開

[災害復旧費～予備費]

○委員長（清水和弘） 予算特別委員会を再開いたします。

本日は、まず災害復旧費から予備費までについてお願いいたします。

予算書の135ページから139ページまで、あらましの16ページとなります。

審査をお願いいたします。

○5番（禰占通男） あらましの諸支出金で土地開発公社の取得についてですけど、今年度で開発公社土地の処分が終わるということですけど、工業団地等の使用されていない土地の今後の活用とか、そういうのはどうなってるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 臨空工業団地につきましては、2号用地が活用されていないということになります。2号用地については、一般質問の際にも申し上げましたが、今後の企業誘致のための確保だということですよ。

1号用地の広い用地につきましては、既に売却をしておりますし、来年度は3号用地、今貸付けをしているマルハチテクノロジーのところについても売却するということですよ。

あと、まだ貸付けをしている土地もありますが、その土地については今貸付けを行っているところが今後購入する予定で貸付けをしているところもありますので、臨空工業団地については2号用地のみが活用されていないことになります。

○5番（禰占通男） 結局、もう利益を生まないわけでしょう。売れなければ利益を生まないわけでしょう、活用がない。もう売却できなければ利益は生まないわけでしょう。

○財政課長（佐藤祐司） 土地開発公社の話でしょうか。

○5番（禰占通男） いや、その残った土地。

○財政課長（佐藤祐司） 2号用地ですか。

○5番（禰占通男） だから、だったらもう周りの何か事業してる方に無償で提供して、固定資産税だけもらったほうが良いと思うんですけど、どうなんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今、臨空工業団地の2号用地のことを言って……（「うん、だから残った分ですよ」と言う者あり）残った分というか、もう市が所有している土地でございます。

先ほど申し上げましたように、今後の企業誘致のための場所の確保ということで、そのところについては留保してあるところです。それで、その処分につきましては、平成5年に多分、取得と処分の議決をいただいております。平米当たり9,000円で処分することになります。

今、無償でということになりますと、またそれについて議決をいただくとか、そのような手続も必要になりますし、企業誘致のための土地の確保をまたどうするかという問題も出てまいりますので、現状としては企業誘致のための土地の確保ということで留保しておきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 今、企業誘致のことも出てきましたけど、今、日本全国的にだと思っただけど、企業誘致ということで進出する企業が、その規模もだけど、どこら辺に造りたいちゅうのはもう最初からその方々は持っていると思っただよ。

だから、それを今まではこうやって用意して待ってたんだけど、いろんな職種でやはり立地条件ちゅうのがいろいろあるわけですから、もし本市に進出したい企業があるというのであれば、まずその方を市内全部連れて回ってどこら辺がいいですかっ言ったら、農地法もいろいろあるだろうけど、そういったところをやはり特殊なり何なり、特別な手を使ってでも提供していくべきじゃないかなってずっと思ってるんですけど、そういう考えというのはどうなんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 企業誘致の問題に関しましては、確かに相手方のあることですので、実際の立地に至るまでには解決しないとイケない問題はいろいろとあるかと思っております。

相手企業の進出のためのタイミングですとか、枕崎市が持っているいろいろな資源がマッチン

グして初めて立地は成し遂げられていくものかと思しますので、今最初にお話のありました臨空の2号用地もスムーズな企業誘致の可能性を残していくためには、企業誘致用の土地として残しておくという言い方が正しいのかどうかは分かりませんが、そこにあるべきであると我々は判断しているところですし、また進出企業等の情報とかも情報網を張り巡らせてまして、そういう情報の収集や御相談に来られる企業があった場合には、そのお話も伺わせていただきまして真摯な対応をしていきたいと考えているところであります。

○5番(禰占通男) 在庫を持たないのが、一番運営上容易なことなので、そういうこともお願いしておきます。

○9番(立石幸徳) 開発公社のことでですね、新年度、千代田町保有地、開発公社の。市のほうで買い取って開発公社はもう保有地はなくなると、そしてちょっとこれ私確認できていないんですが、開発公社自体の借入金ももうなくなっているんですか。

○財政課長(佐藤祐司) はい、そのとおりです。

○9番(立石幸徳) 十数年前から開発公社のいわゆる解散っていうか、という話も一応あったんですけどね、だから開発公社の意義っていうか、もう土地も持たない、当然もう清算も終わってる。そうしますと、開発公社を近い将来っていうか、もう本市の開発公社も解散すると、そういうことは検討しているんですか。

○財政課長(佐藤祐司) 以前も議会の中で、土地開発公社の解散について議論されていると承知しております。以前の議論の中では、今後、企業誘致等があった場合に機動的に土地を確保する、造成をすることを想定した場合に存続させたほうが良いというような、こちら側の答弁だったろうと記憶いたしております。

それ以前に、土地開発公社に当時負債等もあったわけですから、負債を段階的に解消させたいということをおも申し上げてまいりました。

来年度で保有土地もなくなりますし、負債もなくなるわけですが、考え方としましては、先ほど5番委員からも出ましたように、どこに土地を取得するかは誘致される企業側の考え方もございますので、そういうところで機能的に機動できるように、しばらくの間は土地開発公社自体は存続させておくべきではないかなと思っております。

ただ、来年度中に市のほうで、土地開発公社の経営健全化対策検討委員会という会がございますので、この会議の中で、今後の土地開発公社の在り方についても庁内で協議していきたいと考えております。

○9番(立石幸徳) 最後にしますけど、開発公社自体がいわゆる高度成長ちゅうか日本の地価が右肩上がりで行き取ったのが非常に後年度役立つというその世情を背景に誕生したものですよね、今こう地価がむしろどうかするともう逆に下がるといような状況の中でも、他市も、よそもですね、開発公社を解散してるところはもう結構あるわけですよ。そういった事例をやっぱりいろいろ検討してですね、本市もいい形で当然6月議会の三セクの報告に入ってきますのでね、またそのときにでもお尋ねをしたいと思います。

○6番(城森史明) あらましの16ページですが、実質公債費なんですけど、まだ一般財源が9億8,000万、あとの残額はどのような形で支払ってるんでしょうか。

○財政課長(佐藤祐司) 住宅建設事業債につきましては、住宅使用料をまず優先的に住宅の管理費に充てて、その残額を住宅事業債の償還に充てております。

それから、地域総合整備資金貸付金という制度がありまして、それは企業等が建物を建築した際に無利子で貸し付ける制度ですが、それにつきましては企業から償還金がございますので、償還元金を市の償還元金に充てているということで、その2つの特定財源が別途ございます。

○6番(城森史明) 課長の説明で、たしか実質公債費比率っていうんですかね、これどんどん下がって行ってですね、非常にありがたいちゅうことなんですけど、繰上償還金でも減ら

してるっていう説明がありました、その過去3年ぐらいはどれぐらいの効果額が出てるものなんでしょうか。

○財政課長（佐藤祐司） 繰上償還につきましては、28、29、30、元年度毎年行っております。それぞれの年度の影響額につきましては、28年度が公債費を減らした額49万円、29年度が3,550万円程度、30年度が3,440万程度、元年度につきましても3,560万程度の経常経費の減となります。

○6番（城森史明） そういう意味では、何千万と出てることですから、非常に効果が出てるんだなっていうこと分かりますが、今後の実質公債比率ですよ、どんどん右肩下がりになってるわけですが、今後ある程度まで下がってまた上がる時があるのか、今後どうなっていく傾向なのか。

○財政課長（佐藤祐司） これまでの計画的な借入れ、そして繰上償還、そして借入利率の低下ということで公債費については減少してきております。

しかしながら、今年度につきましても、14億を超える借入れをしておりますし、今後、広域のごみ処理施設、クリーンセンターの建設で25億を超える借入れが見込まれます。そういうことを考えますと、過疎債を活用して30%程度の影響だといえども、元金償還が始まる4年後以降は、公債費については影響が出てくるのではないかなと思っております。

○4番（沖園強） 先ほどの臨空工業団地の件については、2号用地が企業誘致用に保有ということだったんですが、あと普通財産に関してですね、山林は別として松之尾とか畜場跡地とか、あるいは昨日出た桜山団地の駐車場、金山養魚場跡、美初、いろいろあるんですけど、仁田浦団地にはもう残ってなかったですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 残っておりません。

○4番（沖園強） たしか角地の三角になったような土地だったかな。

○財政課長（佐藤祐司） 一番南側の下の。（「そこです」と言う者あり）そこも売却しております。

○4番（沖園強） 売却してる。仁田浦ではどこが残っているの。

○財政課長（佐藤祐司） 仁田浦では残っていないものと思っております。

○4番（沖園強） 残ってない、あれは売却済み、はい、了解しました。

と畜場跡が、行政財産から普通財産への所管替えをしたんですけど、将来的にどういった利活用を考えているものですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今、建設課等の御協力をいただいて低い土地を上げております。土を入れて道路と同じぐらいの高さになってくると活用度が広がるのではないかなと思っておりますが、隣のかつお公社から駐車場として貸してくれないかという話もありました。ただ、その場合も全面使うという話にはなりませんので、どうしてもまた活用の幅が狭まることとなります。

ですから、今後、市としてどのように活用できるか協議をいたしまして、市のほうで活用しないとなりますと売却ということになるかと思っております。

○4番（沖園強） あと、昨日出た火之神団地の解体後はどういった行政財産から普通財産へ、その解体後の更地はなっていくんですか、どういう活用されるんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 解体する予定の火之神団地については、団地と団地の間にある団地だったと思います。ですから、当面の間はそこを整地いたしまして、利用者の駐車場用地として活用することとなると思います。

今後、昨日、建設課長も申しましたように、残りの昭和40年代の団地を解体しましたときには、もっと広く活用できるのではないかなと思っております。

○4番（沖園強） その火之神団地の県営住宅があった用地はどうなってるものですか。

○建設課長（松崎信二） 3筆ほどありまして、今現在更地となっております。（「うん、県の

所管になってるの」と言う者あり)はい、県が管理しております。

○4番(沖園強) 将来的な展望というか要望に代えておきますけど、何かの、ほかの住宅等も含めてですね、あそこの団地がスラム街みたいになってるんですけど長寿命化で、今後耐震化等やっていくということなんですけど、何か具体的な検討が必要かなとは思ってます。前向きに検討してみてください。

○5番(禰占通男) うちの近所でも不明者が出て捜索があったんですけど、この捜索に車は使わないで徒歩だったと思うんですよね、そういった場合、嘱託警察犬ちゅう、ああいうものを利用して捜索ちゅうのは考えられないですか。

○消防長(中原浩二) 嘱託警察犬につきましては、警察のほうで動員して捜索を行ったと聞いております。

○5番(禰占通男) 捜索を行ったと、それでも確認できなかったちゅうことですが、最初何日かは。

○消防長(中原浩二) 結果的には確認ができなかったということでございます。

○5番(禰占通男) この対象者の氏名の公表ということで以前からも言われてるんですけど、防災行政無線では公表されなかったんですけども、翌日ぐらいにはもう新聞等で公表されてますよね。そういった場合でもやはり公表できないんですか、氏名の公表。

○消防長(中原浩二) 防災行政無線につきましては、家族のほうに一旦了解をいただきます。

放送してよろしいですかということで、60歳男性とかそういう略称で御理解をいただいて放送しているところですが、氏名を公表するであればプライバシーの関係もございますので、家族の了承が得られれば可能ではないかと考えております。

○5番(禰占通男) いろいろな情報で全然反対側を探してたり、そういう情報も入ってきたんですけど、同級生が指折り数えて誰だっけち、私のところはそういう感じです。

誰が亡くなったのけち、思い当たらんちゅう、結局近くに住んでる人でもそんな感じですから、できればその家族の了解を得るなり、できれば確実な情報が得られるのではないと思しますので、要望とします。

○委員長(清水和弘) ほかにありませんか。——ないようですので、消防費から予備費までの審査を保留いたします。

[歳入]

○委員長(清水和弘) 次に、歳入の審査に入ります。

予算書の11ページから39ページまでとなります。

審査をお願いいたします。

○9番(立石幸徳) まず、市税の関係なんですけどね。市税全体では元年度と比較すると1.5%の伸びということで、これは地財計画と比較すると地財計画は0.0、これあらましのほうに書いてるんで、枕崎市の伸びっていうのは。地財計画とすると伸びているんですけどね。その原因といいまじょうか、地財計画との比較で本市の市税総体が伸びているというのはどういうふうを考えればいいんですかね、まずお尋ねをいたします。

○税務課長(神園信二) 本市の令和2年度の当初予算につきましては、令和元年度と比較をいたしまして、現年分で申しますと3,900万円程度の増となっております。

この大きな要因といたしましては、固定資産税の計上につきまして、補正予算の審議もいただいたんですけども、年度末で4,000万増額補正をさせていただいた。その前の年、平成30年になりますかね、令和元年です。平成30年につきましても、4,000万円程度の増額補正を年度末でさせていただいております。

この辺のところ、固定資産税の年度当初の見通しの立て方がこれまで課題だったわけであり、この見通しの立て方につきましては、例年、本市の税情報を管理しておりますアクロシテ

ィというコンピュータープログラムがありますが、このデータを基に計上させていただいてたんですけれども、特に償却資産の見通しについて、令和元年度も平成30年度も4,000万程度増額補正させていただいたのが、その償却資産分のコンピューターデータの差異でございました。

なぜ、そのコンピューターの部分で出した数字について、それだけの差異が出てくるのかということで原因の追及をしましたがけれども、なかなか今のコンピュータープログラムを担当が見てチェックができるような形になってないと、専門のSEが全部チェックしなければならないという状況でございまして、今年度は、過去5年間程度の土地、家屋、償却資産についての伸び率を計算しまして計上をさせていただきました。

それと同時に、固定資産税の収納率につきまして、毎年97ポイント程度という収納率の見通しをしておりまして、実績として今年度も98.数ポイント後半の数字が上がっておりますので、この収納率の見通しを1ポイント上げた状況で例年よりも固定資産税の現年度分につきまして、令和元年度と比較しまして5,400万円程度の増で計上をさせていただいております。これが一番大きな要素でございます。

あと、その地財計画等々との比較で申しますと、個人住民税の現年分につきましては対前年2.5ポイント減、法人分につきましては令和元年度の当初と比較して、令和元年度の最終補正が非常に調子よかったものですから、当初と比較して27.1ポイントの伸びを見せていると。法人市民税は順調でございます。

この分につきましては、令和元年度と比較して7.8ポイント増、27ポイント伸びたところですが、抑え目に見ているところでございます。

あとは、大きく減を見ましたところが、たばこ税というところで、例年、喫煙者の減少、それからたばこ税の増加で減少傾向がやはり続くのではないかとということで、マイナス7.8ポイントという見通しを立てております。

それぞれ減少率が変わっておりますが、総じて現年度分につきましては、対前年度の計上額の1.8ポイント増、3,900万円程度の増で計上させていただいた。

地財との違いというところでは、その固定資産税の見通しの立て方につきまして、これまでの状況から推計の仕方を少し変えて計上させていただいたところが大きなところでございます。

○9番（立石幸徳） 固定資産のほうはもうちょっと後で細かくお尋ねしますが、まずこの個人市民税ですね、今税務課長の説明があった地財とすると、本市はマイナス2.5%の減、これは大体主にどういうところが、所得の関係だと思んですけど、本市の特徴というか、どういう部分が落ち込んでいるんですかね。

○税務課長（神園信二） それぞれ所得の種類がございまして、給与所得につきましては、大体101ポイント程度で前年を維持している状況でございます。

営業所得の落ち込み、それから農業所得の落ち込みはちょっと大きゅうございまして、営業所得が総所得で80.7%しか上がってきていないと、対前年で。

農業所得につきましては、対前年で73.5ポイントしか上がってきていないと。

年金等を含むその他の所得につきましても、対前年97.6というところにとどまっている状況でございます。

○9番（立石幸徳） 法人の関係は、さっき少し説明もいただきましたので、その固定資産の関係、この間の補正でもいろいろこの関係では発言をいたしましたので、この令和2年度の固定資産の全体額は10億9,000万、11億ぐらいの感じなんですけど、このそれぞれ土地、建物、償却資産に関わるその明細だけを教えてくださいませんか。

○税務課長（神園信二） 家屋につきましては1.16%の増、680万円程度の増でございます。土地につきましては0.54%の増、金額にして120万円程度でございます。償却資産につきましては8.33%の増、3,600万円程度の増ということでございます。

○9番（立石幸徳） 伸び率と増額はいいんですけど、実際の課税額は幾らになってるんですか、課税総額、それぞれの。多分、償却資産の部分が一番大きくなっているんだらうなというのをちょっと確認したいんですよ。

○税務課長（神園信二） 土地分につきまして2億3,900万円程度、家屋分につきまして6億0,600万円程度、償却資産につきまして2億8,100万円程度という状況でございます。

○9番（立石幸徳） それから、これまたいろいろこの市税関係については議会ごとにまたお尋ねする機会もありますので、一応、当初の関係ではこれで私のほうは終わります。

○4番（沖園強） 個人市民税等が2.5ポイントの減の見込みをしていると。

そうすると、例えば5月出納が来ないと元年度の決算状況は分からないんですけど、30年度と比較してみますと、予算現額は市民税の個人が7億3,980万、調定額が9億0,636万3,000円、収入済額は8億8,100万と、不納欠損が出るというようなことになってるんですけど、今現在の見込みで大体元年度の決算見込みをどう立てているんですか。現在、個人市民税が7億0,900万と計上してるんですけど。

○税務課長（神園信二） 令和元年3月の調定見込みを7億2,700万円程度と見込んでおります。

これに収納の予測99.2を掛けまして、補正予算では7億2,500万円程度計上したところですので、見通しはそういう数字になっています。

○4番（沖園強） 同じくその市民税の法人と固定資産の部分もちょうとお示しいただけますか。

○税務課長（神園信二） 法人住民税の3月末の調定見込みといたしまして1億6,500万円程度、それと固定資産税につきましては、調定見通しを10億9,800万円程度としているところでございます。

○4番（沖園強） 本賦課でそういった実績見込みと、また本賦課の時点との計上額というのはまた違って来るんでしょうけど、コンピューターで算出したりするんですけど、例えば本賦課時点での本年度、次年度のこの計上額ちゅうのは、大体何%ぐらいになるもんなんですか。計上率といえいいのか。大体、調定見込みを幾らに見ているのか。

○税務課長（神園信二） ただいまの話がその計上率という考え方で捉えればよろしいですかね。

調定見通しにつきましては、各年、前年度の実績見通しに、それぞれ年度末の調定見通しに乗じるのは、過去3年間の伸び率を乗じというのが大体の方法でございます。

それぞれの税目で、過去3年間の伸び状況は変わってまいりますので、なかなか一概に何%程度掛けますという定数を持っているわけではございません。

要は、後はそれにさらに収納率の動向が影響してまいりますので、収納率につきましては個人住民税等々、大体前年度の収納率のマイナス0.1程度を乗じて予算額は出している状況でございます。

○4番（沖園強） 分かりました。はい了解。

○5番（禰占通男） 15ページです。この法人事業税について。

この法人事業税の交付金は、今後はどのような、本年度から入ってるんだけど、今後はどう推移していくんですか。

○税務課長（神園信二） 法人事業税交付金というのが、今年度から新たな部分として出てまいっております。

これにつきましては、法人市民税の税率が12.1から8.4、法人の所得割額の12.1から8.4に減ると。市に直接入ってくるのがそれだけ減るということでございます。

減った分につきましては、国庫のほうに国の地方交付税の財源——交付税の財源だったと思っておりますけれども、入って行って、そこから国が地方に配分をする。これが法人事業税交付金でございます。

一応、交付基準につきましては、各市町村の住居者数割という形で、ただし経過措置として3

年間は令和2年度、初年度であります。各市町村の法人税割額について戻していくと。令和3年度はその3分の2、令和4年度はその3分の1で予定されております。

交付率につきましては、いわゆる法人事業税額の7%程度ということで、国は枠組みをつくって制度を変えていくというようなところでございます。

○5番（禰占通男） どこもだと思うんですけど、人口が減って従業員数も増えればいいんですけど、企業がいっぱい抱えている。そしたら、影響が出てくるわけでしょう。こういう人口と従業員数が主に関わってくるんじゃないですか、どうなんですか。

○税務課長（神園信二） 2年度の予算の計上の仕方としましては、12.1から8.4に減るということで、本来12.1を維持した場合に、法人から頂ける分の総枠をまず計算をしまして、12.1から8.4に減った数字を法人住民税のほうに計上しております。

法人事業税交付金につきましては、その減った分を一応そのまま頂けるという見通しで、あくまでも当初見通しでありますので、この1,200万分につきましては計上させていただいております。

ただ、その交付の状況が、実際全国でどういう割合で交付されてくるのか、実際本市にどう入ってくるのかと、どの金額で入ってくるのか現状では見通せませんので、このような当初予算の計上の仕方をさせていただいて、また年度中の交付金の交付状況によりましては、年度末にまた補正予算のお願いをしなければならないのかなとは思っております。

○6番（城森史明） あらましの17ページですが、交通安全対策特別交付金というのがちょっと減額されてるんですが、この交通安全対策特別交付金というのはどういうものに使用されているんですか。

○建設課長（松崎信二） この17ページの130万円の減額につきましては、令和2年度はふるさと応援基金を活用いたしますので減額となっております。

交付金のほうは320万円、そして130万円はふるさと応援基金のほうを活用して、事業費といたしましては450万円の令和元年度と同じ事業費になっております。

この交付金の活用につきましては、毎年県から交付される交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資とした交通安全対策特別交付金を活用して、通学路等の安全対策のために防護柵などの更新とロードミラー設置や区画線などを施工する交通安全設置工事を行う予定であります。

この交付金に関しましては、通常の事業の交付金とは違いまして、市のほうから県に要望というのはできません。県から幾らという決まった額で通知が来て歳入されることになります。

○6番（城森史明） ですから、昨日も出たんですが、要は要望しなければどんどん減らされますよね、その県からの交付金というのは。

だから、活動っていうのが減らされる自体がおかしいと思うんですが、なぜ減らされたんですか。

○建設課長（松崎信二） 減らされたのではなくて、実績により令和2年度からこのような形で計上しているところであります。

○6番（城森史明） 実績ちゅうのが分からないんですが、そういう交通の改善場所ちゅうのが結構あるんですよね。ロードミラーにしても、信号にしても、改善しなきゃいけないところが、はっきり言って450万じゃ足りないぐらいあるんですよ。それなのになぜ減額されてるんですかね。

○建設課長（松崎信二） それでは、最近の交付状況について説明いたします。

ここ数年、30年から28年までは事業費は、450万円ずっと同じであります。そして平成30年度の交付決定額は337万2,000円、平成29年度の交付額は373万1,000円、平成28年度の交付額は383万3,000円と、450万円に対して、三百七、八十万とか330万という実績しかありませんので、

令和2年度は30年度の交付状況を参考にいたしまして、交付金を320万、そしてその不足分に関してはふるさと応援基金を計上しているところであります。

○6番（城森史明） ちょっと、その辺が全然理解できないんですが、その実績というのは、要は県の交付金自体が減ってるちゅうことなんですか。それで、どっかほかには何か理由はあるんですか。

○建設課長（松崎信二） 県下全域の違反額が減っているからではないかと思っております。

○6番（城森史明） 全体が減ってるなら交付額も減るのは当然なわけなんですけど、要はそういうのを要望していくこと、していけば交付金というのは増えるんじゃないですか、そういうところはないんですか。

○建設課長（松崎信二） この交付金に関しては要望ができません。県の警察のほうで枕崎市の状況を判断して交付されるものだと思っております。

○6番（城森史明） さっき言った若葉町の交差点、県道知覧線との交差点ですよ、あそこに信号がついたんですね、あれは死亡事故が1回あって長年要望してもう10年ぐらいかかった気がするんですよ。ですから、そういう問題点は枕崎にはいっぱいあると思うんです。

昨日の岩戸荘のあそこ、岩戸荘の事故に関してもそうですよね、だからその辺のところもあるのになぜ減らされていくのかって疑問があったわけで、その辺の実情ちゅうのは結構要望はあるんじゃないですか。その危険、ここは危険だとか、そういう市民の声はあるんじゃないですか。

○建設課長（松崎信二） 危険であるという改善の要望については、市道に関係している部分ではこの交付金事業を活用していろんな対策を取っております。

それで、先ほど出た若葉町の交差点の信号機に関しては、こちらのほうも警察に要望してございまして、ほかの設置箇所は急遽設置できない等の理由から枕崎市のほうで設置するようになったと枕崎警察署から信号機設置については聞いております。

○6番（城森史明） 平行線なのでこれ以上は言いませんが、要望としてやはり私なんかのところにもロードミラーがですね、西日で重なって非常に危ない、分かりにくいとか、それ要望してるんですが、そういう意味でいっぱいあると思うんですよ。

そして、これ交通交付金とは別だと思うんですが、峯尾峠の国道225号でどんどん工事がされている。これは10年ぐらい、前の市長が県に要望してそれが採用されたという例があるんですよ。ですから、やはり226号の頻繁に起こる交通事故の問題にしても、やはり要望していかなければそれは取り上げてもらえないですよ。ですから、要望としてお願いしておきます。

○税務課長（神園信二） すみません、説明の修正をさせていただきます。

先ほど、法人事業税の交付金の仕組みにつきまして、市の法人住民税の税率が減った分が国にあって、国から交付されるような説明の仕方をしましたけど、私そこを来年度、新年度で改正される特別法人事業税の勘違いをしておりました。

この法人事業税交付金の原資としましては、県税であります法人事業税、この県が収納します法人事業税の100分の77につきまして、市町村に交付される仕組みでございますので、説明が全く違っておりましたので、その点につきましては訂正しておわびを申し上げます。

○委員長（清水和弘） ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

○5番（禰占通男） 先ほどの関連ですけど、その交通安全対策特別交付金、いろいろ予算の制約があって建設課長からは要望できないちゅうことなんだけど、本市は田舎ちゅうかこの外れにあって物すごく特異な市ですよ、国道が3本も乗り入れとってでしょう。私はずっと思ってる。こんなのは全国に、この小さいまちですよ、20キロ四方ぐらい小さい自治体に国道が3本乗り

入れて、それをどうのこうのするっていったら、一番先に国の国道ですから国がいろいろしてくるべきだと私は思ってるんです。

先ほどありましたが、要望、いろいろしてこなかったんじゃないのちゅうけど、やはりその中に国道3本のうち県道が1本通ってますよね、そうしたら県が、警察は県ですよ、そんなら副市長に伺いたいんだけど、県の鹿児島県警なり、そこら辺にこの要望ちゅうのは、今課長は道路のことではできないちゅうことなんだろうけど、これ警察の管轄分についてはどうなんですか、その要望ちゅうのは。

○副市長（小泉智資） 支給額等については、交通事故発生件数等に基づいて県警のほうで全部配分をしてますので、そこに関してはどうしてくれっていうことではなくて、それは先方が決めることだと理解しています。

○5番（禰占通男） だから、解釈してじゃなくて、今まで450万がずっと続いてきて320万になったちゅうことなんだけど、これ減らすんじゃないかって年々要望しとって額を増やして、いろいろガードレール、路面もあるだろうし、そこら辺の整備を要望していかんと人口は減ってくって、税収もなくなるって、だんだんできなくなるんじゃないですか。

私は、その何かそこら辺の県知事を交えているんな話合いも、首長としてはすると思うんだけど、その中でもやっぱり要望と思うんだけど、どうなんです。今後要望していくのかどうかって、減らすんじゃないかって増えるように。

○副市長（小泉智資） 事業費自体は450万ということで変わっておりません。ずっと続けています。支給額が減っているという先ほど建設課長の説明のとおりであります。県警に対しての話ではなく、あくまでも相手は県ということになります。

○5番（禰占通男） だから、課長からも一応説明がありましたけど、いろいろ3年間か4年間分言いましたけど、維持じゃなくって上げるほうにどうにでもなるんじゃないですか。我々が行政をお願いしてることと一緒に、市は県をお願いするべきだと思うんだけど。

○企画調整課長（東中川徹） 国道等の整備といいますか、改良等の要望については、南薩地区総合開発期成会ということで、国道、県道等について、うちだけの区間ではなくて他の自治体もまたがる部分がありますので、そこで改良の要望箇所を取りまとめいたしまして、先ほど申し上げました南薩地区開発期成会では南薩縦貫道の整備、要望等も含めて行っているところではあります。

○総務課長（本田親行） 道路整備等の要望等につきましては、ただいま企画調整課長からありましたけれども、期成会の要望と整合性を取りながら、県の市長会のほうでも国に対しては要望するというので、毎年その道路の進捗状況等を見ながら要望を続けているところでございます。

○4番（沖園強） 何か国道、県道と市道とのごっちゃ混ぜになった質疑、応答になってると思うんですよ。この交通安全の場合は、県の段階で反則金ていえばいいか、財源が原資という表現をするんですけど、原資そのものがもう限られていると、パイが。県のほうでどういった案分をするのか分かりませんが、何でしてるんですか、人口なんですか、その違反件数なんですか。

○建設課長（松崎信二） こちらのほうから警察にそのことを伺っても、はっきりした回答がないので、ある程度違反件数とか違反金とかも加味しているとは思いますが、はっきりした回答はないところでございます。

○4番（沖園強） 配分されたこの交付金の中で、市の単独事業と市道部分をやってちゅうことでしょう、そうははっきり言えば理解できるんじゃない。

○建設課長（松崎信二） 今、4番委員からありましたけれども、交付されるこの額を活用いたしまして、市が管理する市道の安全対策に活用しております。それで、国県道は別に225号は国道事務所が管轄しておりまして、国県道でも県管轄の道路につきましては県がそういう交通安全対策をそれぞれ実施しております。

事業費に関しては、ここ数年450万ですけれども、まだ要望がこれ以上来るようであれば令和3年度の額に関しても検討しなければならないと思いますが、最近の状況では地域の公民館長からの要望が来ている分も、ある程度この額で年次的に解消できているのではないかと考えております。

○5番（禰占通男） 今、4番委員から言いましたけど、この私は国道の、県道のことを言うてるんだけど、この市道の通学路とかそこら辺の白線、停止線ですよ、それでガードレールもありますよ、こういうのはこの交付金等の対象ちゅうのはどうなってるの。

○建設課長（松崎信二） 今、5番委員からありました交通安全対策に関しては、この交付金事業を活用して実施しております。

○6番（城森史明） 要は、道路関係については市のできる部分と県のできる部分がたしかあってですね、例えば一旦停止のつける分については警察の管轄なので、この交付金を活用できると、そういう理解だったんですが、そういう意味からすると、やっぱり警察関係の分はこの交付金を利用しないとできないんじゃないですか。市道についてもですよ、要は。

○建設課長（松崎信二） 公安関係の部分のことを今言われてると思いますけれども、止まれの標識とか停止線、横断歩道に関しては公安委員会の安全対策になりますので、基本的にはこの交付金事業を活用して施工はしておりません。

しかし、枕崎警察署からどうしても公安委員会でそういう停止線を引く事業費が足りないから、緊急性があるということで市にお願いがあって、市民の安全のために市の事業を使って一緒に施工した例はあります。

○6番（城森史明） ですから、そういう箇所はいっぱいあるんですよ。だけど、なかなかスピーディーにそれが改善されない。例えば、ロードミラーに対してもそうです。一旦停止の標識もそれもですね、この五、六年、10年近くかかるんですよ。信号も10年以上かかりました。

ですから、何の事業でもいいんですよ。とにかく、それがスピーディーに改善されるようにしなければ、今度、枕小のあれが改善されましたよね、歩道橋ができて、だって国道の225ところは桜山小学校から山口に行くところはガードレールは中途半端についてますよ。本当はあそこにガードレールをつけて、子供の安全を守る必要があるわけですね。

ですから、そういう需要はいっぱいあると思うんですよ、だから私はどうでもいいですよ、はっきり言って、どの交付金が使えようが、その辺のところをスピーディーに対応してもらえなければ、またそういう事故とか起こるのでそれはもう要望しときます。

○9番（立石幸徳） 道路の関係では、国道であろうが、県道であろうが、市道であろうが、要するに枕崎市内にある道路っていうのは、住民はここは国道だということで何か国にも物申さないとよくならんとかな、やっぱり直接的な窓口は市の行政、末端行政ですよ。どの道路であつてもな、だって県に行っても地元から声を上げてくれませんかとか反対に言われることもいっぱいありますよ。

そういうことで、何も国、県、市ちゅう管轄がどうだこうだち言うてる場合より、私は住民のけがとか、命を救う方法が最優先だと思うんで、そういう意識で取り組んでほしいと思いますよね。

歳入でちょっと2点ほどいいですかね、予算書の37ページ、昨日も言ったやはり野球場の件で1億円ほどスポーツ振興くじ助成金という非常にありがたい助成金が出るんですけど、まずこの助成をする団体といいましょうか、財団といふのかな、どっから助成金が出るんですかね。

○保健体育課長（豊留信一） スポーツ振興くじ助成金について説明をいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツ振興に係る事業を行うものに対して、スポーツ振興くじ助成金を助成する制度となっております。

○9番（立石幸徳） はっきり聞き取れない。どういう団体、宝くじの振興団体とかそういうと

ころですか、助成団体。

○保健体育課長（豊留信一） 独立行政法人日本スポーツ振興センター、これでは宝くじの助成金、t o t oとか、宝くじ、スポーツくじとか、そういったものを財源とした事業を展開する団体になりますし、そのほかには学校の損害保険でありますとか、そういったところも扱っている団体であります。

○9番（立石幸徳） 野球場に限られず、ちょっと欲が過ぎるかもしれんけど、本市のいろんなスポーツ施設、改善、改良、いっぱいしてほしいところがたくさんあるんですけどね、こういう助成金をもらうための要件っていうんですか、どういう場合に適用になっていくんですか。

○保健体育課長（豊留信一） このスポーツ振興助成金のスポーツ施設等整備事業というのがこの中にあります。この中では、今委員がおっしゃいますように、スポーツ施設の改修、大規模改修でありますとか、部分改修でありますとか、芝生張り替えとか、そういったものがあります。

要件としましては、例えば大規模改修をする場合は、改造事業で1件当たりの助成対象経費の合計額が3,000万円以上というのが要件になります。そして、事業限度額といいますか、助成金の限度額がありまして、大規模改修など場合は事業費が3,000万円以上で、助成対象事業費の限度額が1億5,000万となっております。そして、助成対象事業費の3分の2が助成されるということなんです。

○9番（立石幸徳） 私は、あまり今度1億円もらえるちゅうか、助成されるちゅうことでちょっと記憶にないんですけど、今まで過去に本市にこの助成金が同様にもらった事例があるんですかね。

○保健体育課長（豊留信一） スポーツ施設等を整備した事業で、この助成金を活用した事例はありません。

○9番（立石幸徳） 何か非常にすごくいい、この助成金なのに今度野球場に初めてちゅうことでしょうか。例えば、来年にでもまた何か別な施設を、何かやりたいっていうときに、そう毎年やれとかじゃなくて、何回お願いしてもそれはちゃんと対象っていうか、適用になれば交付されるっていうようなそういった可能性についてはどういうふうに考えればいいんですかね。

○保健体育課長（豊留信一） 今回、日本スポーツ振興センターのほうに交付申請を出したところなんです。事業の採択、不採択というのが来るのが4月中旬頃になるかと思います。

4月の月上旬に、スポーツ振興センターにおきまして、そのスポーツ振興事業の助成審査委員会というのが開催されて、審議を経て決定されるという流れになっています。

○9番（立石幸徳） そうしますと今の段階ではまだ最終決定ではない。4月に本決まりになると、そういうふうに考えとけばいいんですか。

○保健体育課長（豊留信一） そういうことになります。ただ、この事業は単年度で完了しなければならないという要件や交付申請する事業については、予算の議決が見込まれることが必要であるという要件もございますので、今回、改修整備の事業規模が大変大きいものですから、事業が採択されてからの補正対応では期間的に厳しいと判断しまして、新年度の当初予算にお願いしたところでございます。

○9番（立石幸徳） 現在進行中ということですので、またその辺がはっきり明らかになった時点でまたお聞きすることもあろうかと思えます。

交付税のことでですね、これ資料をお願いしておりましたので、新年度の財政需要額の算定項目でこの資料で大体分かるんですけども、ただ私が気になってるのは、これは本会議でも言ったんですが、財政課長がここにきちんと目的云々っていうのも書いてあるんですけども、本市が8,000万ぐらい算定されるだろうと、そういうものを使って、例えば下水道あるいは国民健康保険の基準外の繰入れにも充てられるんじゃないかみたいを書いてあって、地方創生を推進するための基盤ともなるというようなお題目があるんですけどね、まあ使えないとは言わんけど、非

常に私は一般質問でも財政課長のこの説明が、何か思惑があるように聞こえて仕方がなかったんですけどね。ここで聞きたいのは、この下の人口構造の変化に応じた指標ちゅうのがあります。算定に用いる指標ですね、全国平均と比べるちゅうんですけど、本市の場合は出されてる人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、この辺はもう分かっていますけど、この人口減少率ちゅうのは幾らになるんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 人口減少率は、平成22国調と平成27国調との比較でございまして6.7%の減です。

○11番（永野慶一郎） 予算書の12ページで市税のところですね、鉱産税、この鉱産税、決算のときでもちょっと増額になってますねってこととお聞きしたんですが、また予算書12ページですね、鉱産税のところでも本年度も昨年より50万の増額を見込んでいるということなんですけども、私たちちょっと調査で事業者のところにお話を聞きに行ったら産出量が増えていきますよって話を聞いてですね、当然の結果かなと思ってるんですけども、ちょっと私控えてなくて、これ前年度とその前の年から比べたらまた前年度も増額だったんですかね、増えておりますか。

○税務課長（神園信二） 令和元年度当初で、670万円の歳入と見通しておりましたが、先日、審議をいただきました補正では、910万円の収入見通しということで予算に対しまして35.8%の伸びを示してございます。

ずっと、このところ順調に、鉱産税につきましては伸ばして納税をしていただいているところではございますが、予算の見方としましては、令和2年度の当初計上ではどうしてもそれがずっと続くというのではなくて厳しめで歳入は見ますので、補正でお願いしたのは910万円の歳入見通し、これに対しまして令和2年度の当初では720万円の歳入見通しということで非常に厳しく見ましたが、この傾向が続いていけば順調に伸ばしていただけるのかなと、ただ産出量が増えておりますというのは事情を聞いてお分かりのとおりでございますが、またそれに伴って経費も大分膨らんでくるんじゃないかという見通しから、令和2年度の当初では厳しい見通しをしましたがけれども、非常に順調なほかの市町村にはないありがたい財源でございますので、鉱産税というのは鉱山がない限りありませんので、ありがたい財源だと捉えているところです。

○11番（永野慶一郎） この鉱産税を使って、例えばその作業する車が通るところ、傷んだ道路とかを補修するとかっていう話も聞いたこともあるんですけど、実際そういったのがあるのかどうか、また具体的にあればどういったところで使われているのかを教えてください。

○税務課長（神園信二） 鉱産税の目的としましては、その運搬道路等々の傷みが予想されるので、そういう傷みの補修とか環境整備ということで頂いている税目でございます。

ただ、税ということで一般財源化されておりますので、その後の事業への配分につきましては、道路整備の担当課と財政課との協議になるかと思っております。

○11番（永野慶一郎） 産出量が増えると鉱産税も増えるというのは当たり前なんですけども、先ほど市税のほうで法人税っていうのも、個人税はちょっと減ってるんですが、法人税は逆に1,000万プラスということで、この事業者だけでプラスになっているわけでないと思うんですが、この法人税に及ぼす影響っていうのもやっぱり少なからずともありますよね。

○税務課長（神園信二） 当然、この鉱産税を納めていただいているところが、こんだけの鉱産税の伸びを示しているところでありまして、同法人の法人市民税も伸びを示しております。

金額的には大きなものであると、具体的な税額を申し上げるわけにはいかないものですから、一時、本市の予算審査の中で大型事業所という呼ばれ方をした事業所とさして変わらない、年度によりましてはちょっと上の税額を納めていただいている状況でございます。

この鉱産税、法人市民税につきましては、今現在、株式が乱高下しておりますけれども、それに関して金が安全資産ということで、投資の資金が集中しているということになりますと、金価格が上昇すればまた鉱産税、法人市民税は期待できるのかなと思っておりますが、その辺は経済

状況、投資状況、資金の流れが株式に向かうのか、安全資産の金に向かうのかということも見通していかなければならないと考えております。

○11番（永野慶一郎） 事業所プラス、そこで働いている人プラス、あとは例えばダンプをチャーターして何台か走ってますし、そこで働く人、油代、もろもろ言えば切りがないんですけども、そういった意味ですごい貢献してると思うんですけども、頂いた資料で地方創生総合戦略審議会の資料の中にですね、みしまフェリーの件も取り上げられたみたいです。

そこでですね、12月議会でも結論としてはその事業者との調整をうまくやってくださいというようなことも、委員のほうからも提案があったと思うんですけども、またこうやって、そういった提案とかもございまして、再度みしまフェリーの運航をという、そういった動きがある際にはですね、今いろいろちょっとお聞きしたんですけど、事業者が本市に対する貢献度というのは、結構大きなものがあるのかなって今感じましたので、ぜひ交渉再開するのかなどうか、そこはもう執行部の皆さんが決めることだから私何も言えませんが、こういった結果を受けてそういったのも考慮していただいて、事業者としっかり話し合いをしていただきたいと思います、そういった場を持っていただきたいと思います。

副市長、最後にこれに関しては、審議会でも上がってますのでね、また何か動きがあるかもしれませんので、この法人税とか、鉱産税とかもろもろそういった貢献度を見て、またどういうふうにやっていくのかっていうのはちょっとお考えがあれば聞かせてください。

○副市長（小泉智資） すみません、どうお考えかというのは何に関してでしょうか。

○11番（永野慶一郎） こういった審議会でも上がってますので、もし、みしまフェリーの就航に関してのお話が行政として上がってきたら、またこういった税金でちゃんと貢献度が上がってきてるわけだから、どうしますかっていう税金に関連してこういうことですよっていう地方創生にも、これにも載っているので私言ってますよ。

○委員長（清水和弘） 今、せっかく地方創生のいい話をしとるから、ここ歳入の話やけど。（「歳入で市税と関係で」と言う者あり）副市長の意見を聞いて、はい、そこまでにするから。

○副市長（小泉智資） お問合せのみしまフェリーということについてですが、今までいろんな調査をしている中で、それぞれいろんな調整事がたくさん出てきています。

今後、またその辺のどういう御要望があるかっていうのは、またそれぞれの中から真摯にお話を伺った中で、合意がうまく形成されていければということだと思っております。

○4番（沖園強） 予算書の37ページで雑入のところなんですけど、農林水産業関係雑入ということで、クリーン堆肥センター修繕負担で142万雑入を見込んでいると、そうすると畜産業費では修繕料が31万6,000円、クリーン堆肥センターが9万3,000しか予算計上されていないんですけど、これどう理解すればいいのかな。

○農政課長（原田博明） クリーンセンターの修繕等につきましては、JAと市で割合を取り決めています。JAが9割、本市が1割ということで取り決めておりまして、今回増えたのはホイールローダーの修繕を令和元年度に実施しまして、その修繕負担が増えたということで、今回、雑入の金額が増えたところでございます。

○4番（沖園強） 今、お尋ねしているのは、歳出にその顔出しがないからということでお尋ねしてるんですよ。

○財政課長（佐藤祐司） 今、農政課長が答弁したとおりなんですけど、農協負担の9割は次年度以降に対応するというのでございまして、ここで負担金として出ているのは、既に元年度までに終わった事業に対する負担分が後年度農協から入ってくるということでございます。

○4番（沖園強） はい、了解。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、歳入の審査を保留いたします。

〔総括〕

○委員長（清水和弘） 次に、一般会計全般の総括に入ります。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 私、今度の予算委員会っていいでしょうか、3月議会は一番大きなテーマはやっぱり地方創生の件だと思って、議会でも集中審議をすべきじゃないかということも申し上げたんですけどね、そういう気持ちからですね、本市の第2期の戦略が本当に成果を上げるのか、どういうところを目指しているのかですね、もう少し教えていただきたいと思うんですよ。初日の総務企画費のところ、まず本市の人口の推移を聞きまして、人口ビジョンの12ページにもグラフが出てるんですね、それから枕崎の統計にも書いてあって、このグラフも枕崎の統計も平成29年までの実数が出てるんですね、29年枕崎のときは134なんだけど、企画調整課参事のほうでは133になってると、1の違いですけどね。それを置くとして、平成30年が107、平成31年ちゅうか令和元年、これ12月で締めてるでしょうから、これが106と29年から30年にかけて大幅に26名、27名ぐらいの出生数の落ち込みになってるんですね、これは何か特別になっていうか、どういった形で大きく落ちたというのを我々は理解すればいいんですかね。

○企画調整課参事（堂原耕一） ただいまの御質疑ですが、確かにおっしゃるとおり、140名が27年ぐらいまで続いて、増減はありますが平成30年度にかなり大きな減少しております。その要因はいろいろ考えられるかと思えます。

出生数を計算で考えれば、母体の数、そしてその方が実際に産む出生数につながっていくかと思うんですけど、20代から30代のそれぞれの年の女性の数というのも調べてみましたが、例えばの話ですが、平成29年は1,590人、10月1日現在の人数になります。そして平成30年は1,533人減ってはおります。ただ、これがそのままその出生数の減少につながったところまではそれだけではないでしょうし、現時点では分析しきれていないところでもあります。

○9番（立石幸徳） 私も平成30年、1年だけが107っていうことで、何かぼんと落ちて、また、平成31年、令和元年が百二、三十に持ち直すというようなもんでもあればですけども、また連続して106と、こういう状況の中でな、まず私お願いちゅうか、要求したいのは12ページの出生数の推移のところですね、図表16ですか、実数を入れるべきだと思います。棒グラフだけじゃなくて数を。

そして、ちゃんと人口ビジョンを今後の数十年の推計をするわけですから、今言った平成30年と31年の動きもですね、ちゃんとここにグラフにはまらんのなら、下のところにも書いておいていただかないと、何を言いたいかというと、第1期の地方創生戦略の何がまずかったんだっつたら、市長は予想より5年早く2万人台を切るような感じだと、こんな戦略でいったら私は5年どころかはるか早く、このおかしな人口ビジョンになっていくと危惧するものですから、実数を入れることと、平成30年、31年を見込みということですけども、12月はもう締めているわけですからね、見込みでもいいですから入れていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○企画調整課参事（堂原耕一） ただいまの御意見については、こちらのほうでも前向きに対応していきたいと考えます。

○9番（立石幸徳） もう一つ、初日にもしてきた26ページの数ですね、今後の出生率の設定で国が設定しているものを本市も採用っていうか、使って推計をしましたと。しかし、国の出生率の推計が2030年に1.8、2040年には2.07ちゅうのなんか、今果たして信用する人がいるんですかね。これは私はとんでもない参考だと思うんですよ。

今、国も1.8を一応目標にしていますけど、どんどん日本全国の出生率も下がっていったるじゃないですか。そういうものを分かりながらですよ、国がしてるからこういう推計をするんですよということになると、またとんでもない開きが出てきますよ。その点についてはどうなんですかね。

○企画調整課参事（堂原耕一） ただいま9番委員からありましたとおり、出生率というのは日本全国、今は下降ぎみと申しますか、右肩下がり傾向にあることは確かに事実かと思えます。

そのような中で、国の創生長期ビジョンにおきましては、今9番委員のほうからもお話がありましたとおり、2030年、将来的な合計特殊出生率の目標値として1.8、そして2040年に2.07を目標に掲げて改訂しているところでもあります。

総合戦略を策定する際の国からの基本方針の中にも人口ビジョンも含めて総合戦略を策定する際には、国のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略や創生長期ビジョンを勘案するようにとの要請などもありまして、そういったところを考えまして本市も人口ビジョンの26ページ以降は、将来枕崎市の人口がこうあるべきではないかという姿を示すべき部分なのかなと我々も考えているところですので、推計するに当たって使用する値として、国が目標値に掲げている2030年の1.8、2040年の2.07を本市においても目指すという一つの目標の定め方としての考え方になると考えまして、このような設定をしたところでございます。

○9番（立石幸徳） いや、話としては、私は分かるつもりです。でも、初日にも言ったように、本市の出生率は1.59ということでしたよね、非常に今、参事は御都合のいい話をされたと思ってるんですよ。何かというと国県あたりですね、県も出してますから、勘案すると。

しかし、市長はそう言いながらも、年始の公の場では戦略というのは違くないと、戦略にならんのだと、ある部分では国県を勘案する。しかし、どっかでは違っていないと駄目なんだというような話もされていますよ。

私が何を言いたいかというと、1期目がいろんな形で成果がはかばかしくないというのに、また2期目です、同様の5年たってですよ、結果、実におかしな人口ビジョンあるいはその目標を立てたもんだと言われたくないですよ。

○企画調整課参事（堂原耕一） 市長がおっしゃっているとおり、第2期総合戦略の目標と申しますか、目指すべきところは、まず一つの考え方として、今枕崎市内にお住まいの市民の方々の生活の質を上げる、満足度を上げるというのは確かに大変重要なところで、第1期においてもそこが十分に指標に掲げられていたりとか、そういった視点があまり見られなかったこともあって、第2期においては、当然そういったところにも新たな視点で計画を策定したところであります。

ただ、一方では、やはり総合戦略、地方創生と申しますのは、人口減少対策という側面はやはり色濃くあるかと思えますので、確かに審議会からもかなり大きな目標であるというような御評価もいただいているところです。

この人口ビジョンにつきましては、あくまでも市が目指すべきところというのは、人口ビジョンの中で説明をさせていただいているんですが、枕崎市というのは産業のまちですので、将来にわたって次の世代にもこの産業が発展しているまちという姿を維持していくためにも、人口の形としてはこのような形を目指すべきではないかという提案と申しますか、そういう新たな視点と申しますものを示したものであるという位置づけで捉えていただければと考えております。

○9番（立石幸徳） いろんな立場によって、またいろいろ考え方も異なってくるとは思うんですけどね、私は目標、希望、そういうのを申すことは当然大事なことですからね、ただ実態も合わせてしっかりと市民の皆さんにお伝えいただきたい。

そして、参事が初日に言われたこの人口ビジョンは、市民に危機感を持ってもらうためにつくるんですよと、本当にこういう希望的観測でな、つくり上げた人口ビジョンを市民が危機感を持つのかどうか、その辺だけは指摘しておきたいと思えます。

○企画調整課参事（堂原耕一） 先日の答弁に重ねての答弁になりますが、人口ビジョンは、まずページ数で申し上げますと、前半の1ページから16ページまでは現状分析になっております。そちらのほうでは、様々な枕崎市の人口の状況がいろいろな切り口で示されておりまして、そこを御覧になっていただければ、十分な厳しさは伝わるのかなと考えております。

さらに、中盤で様々なシミュレーションを行い、最後の26ページ以降で将来の展望としてこうあるべきではないかということをお示ししているところでもあります。

市民の皆様には、今後もしばらくそういったところがより伝わりやすくなるかということも含めまして、また考えていきたいと思えます。

○12番（東君子） 関連で、今ですね、産業の話が出ました。そういうのに力を入れるということはとても大事ですが、女性が産む気にならなければ子供は生まれません。

ぜひ急いで、ジェンダー問題とかですね、男女共同参画、やっぱりここに力を入れていただかないと、女性は今働いてる方も結構多いと思いますが、専業主婦の方でももう家の中のことで大変ですね。そして、それに持ってきて、今までの鹿児島県のこういった言い方をしてはいけないですけど、男は外、女は内みたいな、そういうのが根強く残っている状態、やはりですね、男性の一生懸命、いろんな家庭の中のこと、子守、ごみ捨て、どんどん積極的にやっていただいて女性をサポートするような体制がもう根本的にできてないと、もう女性もですね、ああ何だ、もう1人でやっていったほうが何か得かなみたいな、やっぱりそういうことになってしまいそうですので、ぜひ急いで男女共同参画、これに力を入れていただきたいなど、今の話を聞いてて思いました。産業だけでは女性は産みません。よろしくお願いします。

○企画調整課参事（堂原耕一） 御指摘のとおり、地方創生を推進していくためには、年齢や性別にかかわらず、あらゆる意味での活躍するというのを大げさに言えば、全ての市民がしていただくということが必要になるかと思えます。

その中で、男女共同参画という視点はすごく重要な視点であるかと思えますので、その点につきましては、総合戦略、地方創生の中でも重く受け止めて取り上げていきたいと思えます。

○14番（豊留榮子） あらましの16ページなんですけど、学校給食センターについてなんですけれども、ここで今、学校が休業に、休校になっているところで働く方たちですね、調理室の方であるとか、運送される方々、この方たちの対応というのはどのようなものなんでしょうか。

○給食センター所長（豊留信一） 調理・配送業務をお願いしてあります委託業者の方々ですが、正職員とパート職員の方々がいらっしゃいます。休業期間中は、正職員の方々が出勤して作業をしております。パート職員の方々については、休業期間中は休職状態ということで会社からは何っております。

○14番（豊留榮子） これは国のほうからの働く方たちへの補助とか、県もそうですけど、そういう体制はないんですか。

○給食センター所長（豊留信一） センターのほうでは、企業からそういったことについて伺っておりませんので、把握しておりません。

○14番（豊留榮子） 結構、長期になりますよね、15日が今度は24日までですか、休校ということになりましたんで、それはぜひ働く方たちの生活もありますし、企業任せではなくって県に要望するとか、そういう体制はないんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねの関係は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業の関係ですけれども、国ではそういった企業等の中小企業、小規模事業者等の支援ということで、セーフティネットの金融支援ですとか、特別貸付制度の創設ですとか、14番委員のお尋ねにありました労働者関係の休業に関わる保障につきましても、新たな有給制度を創設したところに雇用調整の助成金の活用ですとか、フリーランス、いろんな形で労働者のための施策も展開されるという情報を持っておりますので、学校給食センターの委託先の民間会社等につきましても、こちらに情報が入れば保健体育課を通じてお知らせをしていきたいと思っております。

○14番（豊留榮子） ぜひ対策を立てていただきたいと思うところです。

○給食センター所長（豊留信一） 今回のこういった臨時休業が生じた場合の委託業者との契約を市と結んでいるんですけれども、その中に業務内容の変更等がうたわれておりまして、市は必

要がある場合にはその業務内容の一部を変更してまたは業務を一時中止することができるとなっております。

ただ、この措置を行った場合は、委託業者が損害を被ることになりますので、市は損害を保障するということがうたわれております。委託業者におきましては、この休業期間中の職員の賃金、給与の保障は行うと聞いております。こういう規定があるんですけども、市としましては休業期間が不透明でありましたので、その業務内容の変更は行わなかったところであります。

○14番（豊留榮子） 分かりました。よろしくお申しときます。

それとコロナにちょっと関連しまして、今学校がお休み、また延長になったということで、その子供と学校とのつながりといいますか、何かそういう体制を取ってるんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 現在の休業期間中の対応としまして、自宅で子供を見られている世帯、それから児童クラブ等に預ける世帯、そして中学生のお兄ちゃんとかお姉ちゃん、高校生とかいる場合はその方、それぞれそこで過ごせる世帯等があるかと思えます。

そして、どうしてもそういう見られる方がいらっしゃらない家庭の1年生から4年生につきましては、児童だけで過ごすことになる家庭ということで、小学校を市の施設の一部と位置づけまして、学校の特別支援教育支援員、こういう方々で対応していただくことにしてあります。

それで、今お尋ねの児童生徒の様子のことですけれども、学校のほうでは気になる児童生徒については、家庭訪問、それから電話連絡、そういったのを併せて対応しているということです。それから、基本的には学校と保護者とメールで連絡を取り合えるようになっているようです。

そういうこともありまして、各家庭へは学校から一斉にメールを配信する。ただ、メールがつかない場合には、個々に電話をして家庭の状況等を確認することになっているようです。

○10番（下竹芳郎） コロナウイルスで、もう休校措置が延長して1か月ぐらいに全部でなるんですが、学習の遅れとかどっかで補うということはあるんですか。

○学校教育課長（益満裕美） その学習の遅れについては、今予想されるところでありますので、来年度に向けて指導計画を変えたりして対応していかないとはいけないと考えております。

○教育長（丸山屋敏） 学校教育課長に補足しますと、15日までの分につきましては、学習課題をつくったりして児童に渡したり、それからプリント等についてまた別に問題等をつくって提出するようにしています。

今後、16日以降につきましては、今日のうちに指導主事がパソコンで学校に配信できるので、学習課題をしなさいとか、もろもろやっておりまして、休日によって学力が低下しない、学習が不十分であるということがないように手だてを今しているところです。

○6番（城森史明） 地方創生の10ページなんですけど、若い世代の婚姻数を増やしますとありますが、この件はプライベートな問題も多くてですね、なかなか行政が入りづらい部分だと思うんですが、何らかの具体的な方針もしくは具体的な施策みたいなものがあるんでしょうか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 今、6番委員のおっしゃったとおり、婚活の支援は、それぞれの生き方の問題とか考え方の違いというところもあると思えますので、一概にサポートと言ってもなかなか全ての人に同じようなサポートというのは、また難しい問題がある部分かなと考えているところです。

そのような中で、第2期総合戦略の方針といたしましては、既に存在はしているものなんですけど、県のかごしま出会いサポートセンターの活用を一層図っていくでありますとか、あと婚活というところからはちょっとずれるかもしれませんが、結婚支援ということで、新規事業として国の事業を活用いたしまして、結婚支援金の事業を来年度から開始することになっております。

これらの事業なり、取組なりを活用して、市としてどのような関わり方をするのが一番効果的なのかということについて、今後とも考えていきたいと思えます。

○6番（城森史明） 隣の南さつま市が「きもいりどん」の制度をやっていて、これは地方のお

ばちゃん、おじさんたちが見合いをさせるようなシステムなんです、あれはやはり単なるカップリングパーティーよりかは、より成果が上がるんじゃないかと思ってるんですが、例えばそのきもいりど的なやり方についてどう思うのか、それと例えば南さつまとの提携があるわけですよ、共同でやっていくっていう形があるんですが、その辺はどう考えておられるんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 南さつま市がそのような取組をされているというのは、私もお聞きしているところです。

その提携とか、実際、本市もそういう事業に取り組むべきなのかどうかも含めまして、また先ほどの繰り返しになってしまいますが、婚活支援の在り方というのは、枕崎市にとっての若者といますか、そういう結婚の適齢期の方や結婚を希望される方にとって、どのような支援というのが最もいい形なのかについては、いろいろ研究していきたいと思えます。

○6番（城森史明） 要は、この件は地方創生にとって非常に大事なことだと思うんですよね。

なぜかという、以前テレビなんかでよく見ますが、過疎の村に一組の若い夫婦が移住してきた。それだけでもごろっと変わってしまうという状況がよくテレビなんかであるんですが、そういう意味で本当に若い人の力っていうのはエネルギーというか、あるし、活性化するその辺はすごい力を持つてると思うんで、ぜひこれは進めてほしいと思うんですが、一つ要望がありまして、要は合わせるよりも、逆にどっかの県に講師がいますよね、それに詳しい。結婚に対する考え方、身だしなみというか、そういう講師を呼んでですね、そういう適齢期の人にそういう講演を何回か開いてですね、要はそういう意識づくり、若い人の結婚に対する意識づくりを高めていくようなことをまずやるべきじゃないのかなと思えますが、その辺はどうなんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 今、6番委員からありました婚活サポートと申しますか、いろいろ身だしなみや結婚を支援するような県の取組があるというのはお聞きしておりますので、そういったところも活用できないかも含めて、今後いろいろ検討していきたいと思えます。

○6番（城森史明） 私ね、実は1回親としての講演会が鹿児島市であったんですが、それにも参加して、うちの娘もちょっと結婚してないで行ったことがあります、やはりなかなかの参考が、価値が得られると思うんでよろしくお願ひします。

それともう一つ、あらましの15ページ。

南溟館の推進事業というのがあるんですが、去年の国際芸術賞展の反省点の中で、やはり入場者が少なかったと、少ないからそれを何らかの形で2年後につなげていかなくはないという反省点があったと思えますが、その点については政策にどのように反映されているんですかね。

○文化課長（中嶋章浩） 枕崎国際芸術賞展の目標値を1万人としておりましたが、4,477名という結果になった反省点としまして、一般質問等でもこれまで答弁してきておまして、次年度以降、今年度もですが、アートミュージアム拠点（南溟館）推進事業を進めることによって、さらに芸術・文化のまち枕崎を進化させる、そういうことで令和2年度の事業としても、子供たちにスポットを当てた何か特別な企画展、南溟館に足を運んでもらう機会を創出するために、来年度以降も事業を展開していきたいと考えております。

ただ、特別企画展を開催するというだけではなかなか来ませんので、一つのテーマとして、今年度も大切な命をテーマとして、来年度も命をテーマとして引き続き実施していきたいと考えております。

来年度事業としましては、この地域振興推進事業は県の事業でもございますので、県と一緒に平和をモチーフに実施したいと考えております。

秋頃に絵本作家であるスズキコージさんとアーサー・ビナードさん、詩人の方ですけども、世界的に活躍しておられる著名な方の絵本の原画を南溟館で展示することによって、多くの人たちに来ていただく。そういう特別企画展を年に1回は実施したいと考えているところです。

○6番（城森史明） 南日本新聞のひろば欄にも、毎日のように南溟館の催し物っていうのは載

っているわけ、ひろば欄じゃなくてあるんですね、載ってるということで、その辺はあるんですが、私なんかもなかなか忙しくて足を運ばないのが現状なんです、そういう意味ではやはり一つ思ったのが広場の活用ですよね。

あの広場、南浜館の広場、それと片平山グラウンドもありますし、何かその辺を含めた形で、さっき言った子供たち、あそこで運動する子供たちもいますよね。

だから、何かそこを含めた形でのイベントっていうかですね、例えば広場から見たらすごく海がきれいなんです、例えば写生大会とかそういうのは開けない、そういう活用の仕方、そういうことについてはどう考えておられますか。

○文化課長（中嶋章浩） これも今まで実施している事業の紹介になりますけども、アートストリート親子スケッチ、そして写真教室も毎年開催しております。

町なかにアートストリートがありますので、そういった写生と写真、講師を呼んで、そういった教室も親子で参加できる事業も展開しておりますので、実施するに当たってもう少しPRをしていかないといけないと考えております。

親子一緒での企画も今後検討してまいりたいと考えておりますし、また南浜館でできる展覧会プラスそういう体験ができる企画も新年度いろいろと考えております。

○6番（城森史明） 要は、広場に来てもらう、南浜館の広場がありますよね。広場に来てもらう、そこで開く何らかのスケッチ大会とか、吹奏楽部の演奏かもしれないし、何かそういうのを、南浜館の近くでやってもらえれば、もっと南浜館に親しめるんじゃないかと思っておりますので、要望しときます。

○9番（立石幸徳） 今度の地方創生総合審議会の会長を枕崎高校の校長先生がされたみたいなんですけど、それで高校に関係あることで、関係人口を増やすという地方創生の2期の大きな新しい取組があって、高校生の地域留学で、枕崎高校なら枕崎高校に入学して、1年間は枕高でいろいろ授業を受けて、高校2年生になったら別な高校に留学すると、そしてまた3年生になったら最初の地元の高校に戻ってきて卒業するという、国のほうからっていいでしょうか、こういった高校生の地域留学を推進する制度というんでしょうか、取組が出てきてるんですよね。

これはまず、本市の審議会の中ではこんなことは全然、話題にも何もなかったんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 9番委員がおっしゃられた今の事業については、直接、審議会の中では話題としては出てはきておりません。

○9番（立石幸徳） また、いろいろ年度も変わって、枕崎高校も正直定員をどうするかなかなかその志願者っていいでしょうか、そういう面で苦慮しているんですけども、これ全国的にどういう形でこの制度が広がっていくのか分からんけど、今後、とにかく今度の2期、5年間ですから、2年目、3年目、そういうときに取組もうとすればできるのか、それからこの点については、県教委あたりは何かその非常に留学できるというようなものなんですけど、何か情報があるんですかね。

○教育長（丸山屋敏） 枕崎市の設置の学校であれば、直接通知文が来るんですけども、枕崎市立の高校ではないですので、枕崎高校は。そういうことで、私どものところには通知は来ていないところです。

○企画調整課参事（堂原耕一） 今、9番委員からありました高校生の留学制度については、今のところ地元枕崎市内の高校で、そのような協議がなされているという情報は一切入ってこない状況であります。

また今後、来年度以降も第2期の総合戦略というのは見直しも進めていきますので、その審議会の中でそういった情報が入ってきた場合には、また対応はしていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 朝もありましたけど、地区道の舗装等に対する補助の助成ですけど、これは一応2分の1になったということで、この補助率を上げるとか、そういうことは予算的には可

能なんですか。

○建設課長（松崎信二） 朝申し上げました平成25年に3分の1から2分の1へ改正しておりますので、今のところ改正は思っていないところでございます。

○5番（禰占通男） 思っていないのかどうか分からないけど、可能なのかということです。

だけど、地区道ちゅうのは結局市道が通ってないところを整備するわけですから、それに対しての補助なんだけど、区画整理されたところは住む住民もでしょうけど、理由があってできなかったところ、できないところいろいろありますよ。

そういったところで、市道に隣接してるところは市の整備で全部いらないわけですよ、手出しが。そういった場合、予算的に可能なのかっていうことをお聞きしたいんだけど。

今、建設課長から25年から2分の1になった、それを5分の3にするとかと予算的には可能なんですか、財源的にはどうなんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 財源的にという話をすると、この地区道整備補助だけの話ではなくて、全ての補助事業、全ての市の事業について対応可能なのかという話ですが、現時点で留保財源というのは地方交付税、あるいは繰越金という形で用意しております。

基本的に、その年度の予算というのは、当初予算に年度を見込んで予算を立てるわけですよ。そして、当初のときに見込まれなかったこと、災害等緊急に出て来たものに対して補正予算で対応することになります。

今の段階で、地区道舗装を予算措置が可能かどうかという、地区道舗装だけを可能ですか、可能ではないですという返事をするのがなかなか難しいですね。そこは、どれだけの必要性があるのかどうかをまた協議する中で、補助率については2分の1を3分の2なら3分の2にしましょうとか、そういう協議がなされた上で、その要綱に基づいて支出をするために予算措置をするというのはあり得る話ですが、予算が先にあって補助率がそれに対応していくのは、また話が違うことかなと考えております。

○5番（禰占通男） 県内でも、うちでは採用してないんですけど、都市計画税なるものを徴収している市がありますよ。

これは12月議会で一応質問しようと思ってたんですけど、時間切れでできなかったんですけど、こんな都市計画税なるものを本市は採用するとか、そういう考えちゅうのはないんですか。

○税務課長（神園信二） 都市計画税についてのお尋ねでありますけど、その地域の都市計画区域における都市計画事業に使用するための税でございますので、都市計画税を使えば、そういう道路整備何でもできるというようなものではないと捉えております。都市計画区域内の都市計画事業に使われる税ということになります。

○5番（禰占通男） 都市計画区域に住宅のあるところが、大体全部とは言わないけど、市内でも相当ありますよね。そういう中に利用できるわけでしょう、その中のもろもろのものに。

○建設課長（松崎信二） 都市計画事業になりますので、今本市が事業を実施している立神通りの道路、大きな幹線道路などの都市計画事業で、小さい地域ではなくて全体の都市計画の事業になります。区画整理をするとか、そういう都市計画事業になります。

それと、私の勘違いかもしれませんが、鹿児島市では市街化区域に中心地がなっております。都市計画の市街化区域、その部分に関して都市計画税を徴収して、その区域の整備を鹿児島市はしていると思っております。

○税務課長（神園信二） 都市計画税に限らず、様々な目的税というものを各市、全国の市町村持っております。

その分については、その使途、使い道、先日、一昨年あたりから宿泊税とかいうのも検討して、いろいろ協議がされたりしておりますけれども、その特別な目的税は頂いた目的に使っていかないといけない。

その目的税を頂くに当たっては、非常に慎重にこれは検討を進めていかなければならないところですので、新たな税の導入は非常に慎重にならざるを得ないと私は考えておりますし、またいろんな税関係の論文につきましても、目的税の新たな導入については非常に慎重な検討を重ねなければならぬという論文が主流であると承知しております。

○5番（禰占通男） 木原地区ですけど、以前は第一種住居地域に指定されましたよ。今、住居専用地域になってますけど、市道は2本か3本しかないところが何でこんな厳しい制限をかけられるのか、そいで今地区道だって整備して補償とか、そのもろもろを補助金を使ったら市道にも格上げもできない。それは前、建設課長からも伺っているんですけど、そういった場合ですよ、以前は区画整理を戦後1番目にするつもりが住民の反対にあって、その分が高見町、汐見町に行ったちゅうのは聞いてるんですよ。区画整理分がね、予算もできていたんだけど。

そのときは、いろいろうちの事情も悪かったんだろうけど、今もう高齢になってきて、結局はずっといつても公民館の話になるんだけど、そういった場合、鹿児島県に9市が取り組んでる、うちが一番厳しいその住居専用地域という枠をはめられて、小さい土地には家も建てられない。中心後退ちゅうのがある限り、そういう厳しい中でどうやって住居に住みながら開発するかちったらこれはできないんですよ、実際問題。

だから、そん中で私が目をつけたのは、霧島市、川内市の大きい都市だけだけど、こういう都市計画税なるものを一応私が調べたときは9市、今税務課長が言われますように、そういった計画の中の整備に使えるというのであれば徴収して、私が言うように補助率でも上げればいいんじゃないのちゅうのが私の考えなの。今後検討せんといかんけど、どうなんですか。

○税務課長（神園信二） 都市計画区域内の都市計画事業という捉え方をしていくと、いわゆる地区道の整備というお話からの発端だと今ずっと議論を聞いてて思ったんですけども、一般的に都市計画道路というのは街路樹があって、きれいな中央分離帯もあって、いろんな案内看板もあってというのが一般的なイメージなのかなと。中心都市の中心街の大きな地域の顔となるような街路の整備と住宅密集地の都市公園の整備、そういうところに使われるのが一般的なのかなというイメージは持っております。

先ほどのお話に戻りますけれども、そういう御要望があるということでありましてけれども、その財源として新たな税に頼るといのは、これは税務課の立場といいますよりも、行政としては非常に慎重に議論をしなければ、課税客体となる皆さんの御理解が得られるのか、どれだけ頂くのが適当なのか、どういう事業の需要があるのかを全て調査し尽くした上で、さらに地域の住民、議会等の御意見等々を賜らないと簡単に決められるものではないと考えております。

○5番（禰占通男） 最後にしますけど、もう一言、結局今第2弾の地方創生の中にはほとんどこういうことは触れられていませんよ。何のための計画なのかな、あと5年間の。

政府がずっとこれを認めるのであれば、5年後にまたもう5年というふうになるとは思いますが。そう願いたいんだけど、そういった中で、今後の本市のあるべきビジョン、それも私は今後討論してもらいたい御要望しておきます。

○9番（立石幸徳） 保留項目があったので、これはもう要望ですけども、昨日の強靱化計画、こういうものについてはまた次の機会でもいいですので、説明できるようにお願いしときたいと思います。そうしないと、保留の項目が説明がなかったということになりますので。

○4番（沖園強） ちょっと細かなところまでいろいろチェックさせてもらったんですけど、非常に市の職員、本当にスキルアップして頑張ってるなということは高く評価したいと思います。

ただ、昨日も出たんですが、やっぱり法の支配というか、条例、規則に基づいた執行をしていたいただきたいということで、要望に代えて総括いたします。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後1時18分 再開

△議案第8号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

△議案第9号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

これから特別会計及び企業会計の審査に入ります。

まず、議案第8号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び議案第9号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第8号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書25ページの説明資料をお開きいただきたいと思います。

予算総額は36億7,628万8,000円で、前年度当初予算と比較して9,330万3,000円、2.6%の増となっております。

歳出の主なものにつきまして概略を御説明いたします。

総務費につきましては、事務的経費として総務管理費1,211万4,000円、徴税費651万3,000円、運営協議会費14万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

保険給付費につきましては、予算総額の約72.4%、26億6,201万円を計上いたしました。

保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除いた額につきましては、県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金の額と同額を計上しております。

療養給付費、療養費、高額療養費、移送費の一般被保険者分のそれぞれの額につきましては、普通交付金の額を基に、各費目の本市の過去5年間の給付実績等により案分して計上しております。

退職被保険者分のそれぞれの額につきましては、基本的に令和2年度において退職被保険者が生じない見込みであることから1,000円のみ計上いたしました。

出産育児諸費につきましては、実績を考慮いたしまして20件の840万5,000円、葬祭諸費につきましては、65件の130万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、予算総額の約25.3%、9億3,101万円を計上いたしました。

国民健康保険事業費納付金の金額につきましては、県が運営方針に基づき算出したものであり、内訳といたしましては、医療給付費分7億1,584万9,000円、後期高齢者支援金等分1億5,978万8,000円、介護納付金分5,537万3,000円となっております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費2,039万4,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業、人工知能等を活用した特定健診受診勧奨委託事業費に要する費用として保健事業費2,422万9,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、広域化等支援基金償還金1,600万円を含む1,620万円分を計上いたしました。

諸支出金につきましては、267万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

国保税につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

県支出金の保険給付費等交付金につきましては、普通交付金と特別交付金を合計して、予算総額の約74.2%、27億2,631万8,000円を計上いたしました。

内訳は、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除く保険給付費の財源となる普通交付金といたしまして、一般分26億4,530万5,000円を計上いたしました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分1,129万7,000円、特別調整交付金分4,942万6,000円を含む8,101万3,000円を計上いたしました。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億1,697万8,000円と保険者支援分5,794万5,000円、出産育児一時金等560万円、職員給与費等1,533万9,000円、財政安定化支援事業5,081万6,000円、その他一般会計繰入金1億円、基金繰入金1,600万円の合計で、3億6,267万8,000円を計上いたしました。

諸収入につきましては、第三者納付金300万1,000円、歳入欠陥補填収入9,571万7,000円などの合計で9,974万4,000円を計上いたしました。

○税務課長（神園信二） 国民健康保険税について説明いたします。

引き続き26ページをお開きください。

令和2年度の国民健康保険税は、総額4億8,569万8,000円を計上いたしまして、令和元年度当初予算に対しまして3,499万8,000円の減、割合にして6.7%の減となります。

被保険者数の見込みについて申し上げます。

一般被保険者数は、令和元年度当初で5,946人と見込んだのに対しまして、令和2年度当初は3.9%、233人減の5,713人と見込んでおります。退職被保険者数は、該当者はございません。

続いて、調定額の算定に際しての基本的な考え方について申し上げます。

内閣府の月例経済報告等、全国的な景気動向等は一般会計当初予算で財政課長が説明申し上げておりますので省略させていただきます。

令和元年度の本賦課時における本市国保被保険者1人当たりの所得を見ますと、平成30年度に比べ10.6%の減を示していることから、現年分の1人当たり調定予定額はこれに応じて減になるものとなりました。

一般分、退職分合計の現年調定は、令和元年度当初の方5億2,365万2,000円に対しまして7.0%、3,640万2,000円減の4億8,725万円と見込んだところです。

退職被保険者現年調定につきましては、令和元年度当初は52万4,000円でしたが、同制度が昨年度で終了したことから、令和2年度は過年度分の遡及に伴う現年度課税に備えて頭出しの3,000円のみを計上したところでございます。

これによりまして、一般分、退職分合計の滞納繰越分調定は、令和元年度当初の5,148万5,000円に対しましてマイナス10.5%、542万8,000円減の4,606万4,000円と見込んでおります。収納率について申し上げます。

令和2年度の一般被保険者の現年分収納率は、令和元年度当初見込みの97.0%に対しまして0.1ポイント上昇の97.1%で見込んでおります。

退職被保険者分は、予算が頭出しのため収納率の予測はございません。

令和2年度の一般被保険者の滞納繰越分収納率は、令和元年度当初見込みの24.8%と同率の24.8%で見込んでおります。

退職被保険者の滞納繰越分につきましては、制度が終了していること、また調定額が多額ではないことから早期に収納を行いたいと考えております。

現年分予算計上額につきましては、ここまで申し上げてきた要因から国民健康保険税の現年分、一般被保険者分、退職被保険者分合計で4億7,425万2,000円を計上しております。

これは令和元年度当初5億0,781万2,000円と比較すると、3,356万円の減、6.6%の減となっております。

滞納繰越分は、一般被保険者分、退職被保険者分合計で1,144万6,000円を計上いたしました。

これは令和元年度当初の1,288万4,000円と比較すると11.2%の減、148万3,000円の減となります。

以上の要素から冒頭申し上げましたとおり、令和2年度の国民健康保険税は総額4億8,569万8,000円を計上したものでございます。

保険税につきましては、以上でございます。

○健康課長（田中義文） 以上でございますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

引き続きまして、議案第9号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の末尾13ページの説明資料をお開きいただきたいと思います。

令和2年度の予算総額は、3億6,149万5,000円で、前年度当初予算と比較して3,230万8,000円、9.8%の増になります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、事務的経費といたしまして、総務管理費141万1,000円、徴収費147万2,000円、合計で288万3,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料2億4,376万2,000円、保険料軽減した分の財源補填として保険基盤安定負担金1億1,387万2,000円及び延滞金5万円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金294万6,000円、保険料を軽減した分の財源補填としての保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億1,387万2,000円を計上いたしました。

○税務課長（神園信二） 後期高齢者医療保険料について説明をいたします。

予算書の6ページをお開きください。

令和2年度の後期高齢者医療保険料は、2億4,376万2,000円を計上いたしました。これは前年度の当初予算と比較して2,389万8,000円、10.9%の増となっております。

保険料の内訳としましては、特別徴収保険料1億7,762万7,000円、普通徴収保険料6,613万5,000円の合計で2億4,376万2,000円となっております。

これは予算書末尾に記載してあります広域連合納付金の被保険者保険料分の金額（2）の①と同額となっております。

保険料については、以上です。

○健康課長（田中義文） 以上でございますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○8番（吉嶺周作） 今、説明資料要求してる分のところなんですけど、この標準保険税率についての表があるんですが、この真ん中の令和2年度市町村標準保険料率というところとその下の

部分の令和2年度市町村標準保険料率という同じ文言が書いてある表があるんですが、これはどうやって比較すればいいんですか、同じ令和2年度になっているんですけど。

○健康課長（田中義文） 令和2年度標準保険料率につきましては、平成30年度の制度改革に伴いまして事業費納付金制度が創設されまして、それと併わせて、これまでも申し上げてきましたように、それまでは医療費を払うための財源として被保険者から保険税を徴収するというのが基本になっておりましたが、医療費については県から交付金として全額交付されることになりましたので、保険税につきましては、これまでの医療費を払うという目的から制度改革後は事業費納付金を納めるための財源を確保するためとなっております。

事業費納付金と併せて、各市町村が事業費納付金を納めるためには、国としてこれだけの税を徴収すれば賄えるのではないかという標準的なものを示すことになりました。

その標準的な各市町村保険税率には3つのパターンがありまして、上が本市の現在の保険税率でございます。

真ん中は3方式で、標準的な所得割、均等割、平等割のそれぞれの割合を国が定めておりまして、それを各県で所得とかを踏まえて決定されます。それに基づいて求めたものが、真ん中の標準保険料率になります。

左側が今回、県が令和2年度の標準保険料率として示した数値でありまして、それを上の本市の国保税率と比較した結果が右側の表でございます。

下の表は、平成30年度の税率改定を行ったときにも御説明したんですけれども、枕崎市には資産割があったんですけども、それをなくして所得割に一本化したところですよ。

均等割と平等割が応益割ということで、これは残しつつ4方式から3方式に移行したんですけれども、所得割、均等割、平等割の割合は本市で独自に算定しております。

もともと本市では、所得割と資産割を足した応能割の割合が50%を超えていたんですけども、それが県が求めた真ん中では、均等割と平等割の割合が大変大きくなっております。

今まで被保険者から頂いていた保険税の応能、応益の割合が逆転することになるものですから、いきなり県が示した標準的なものまで一挙にするのは、あまりにも税率の変動が大きいですということで、その手前ぐらいのところまで独自で定めたものでございます。

本市独自で定めた所得割、均等割、平等割に応じて算定した率が下の表ということで、現在の枕崎市の国保税の所得割、均等割、平等割の賦課割合に応じて比較をしたものになります。

全国レベルのものがもう一つあるんですが、それは2方式になっていますので、参考にならないので、この2つだけを掲載したところですよ。

○8番（吉嶺周作） そうすると、一番下の表で比較したほうがいいということになるんですか。

○健康課長（田中義文） 下の表が、現在の本市の賦課割合を基に引き直して、県のほうでこれだけ上げれば賄えますという標準的な率を定めていますので、これが一番見やすいかと思っております。真ん中の表では賦課割合が違いますので、今の段階で参考にするには難しいかなと思っております。

○8番（吉嶺周作） そうすると、この市町村の標準保険税率より、現行の本市の場合は全てが低い状態になってますよね。

○健康課長（田中義文） 一部、介護の所得割だけが標準保険料率より0.02ポイント本市のほうが高くなってますが、ほかは総じて低いということで、私たちが考えているのは30年度の税率改定のときに後期と介護分はほぼ標準に合わせています。

ただ、年によって若干変動があるもんですから、少し数字的には差がありますが、見ていただければ分かるように、所得割で0.2ポイントとか、均等割でも数百円程度と、ほぼ後期と介護は充足していると思っております。医療分が、明らかに県が示す標準保険料率と比較すると不足していることになるかと思っております。

○8番（吉嶺周作） 先日の補正予算でもちょっと出たと思うんですけど、本市の所得が下がってきている。昨年の消費税2%上がったということで、保険の改定は今年には行わないって言うんですけども、この標準に合わせるために、今後、徐々に標準に合わせるような数字になっていくんですよ。

○健康課長（田中義文） 基本的には、県としてここを目指してくださいという指標のようなものですので、各市町村、この標準保険料率を目指していくことになるかと思います。

今後も賦課割合の変更も検討すると思いますが、簡単に言いますと、現行の賦課割合でいけば、このレベルまで上げることを目指すことは必要かと思います。

○9番（立石幸徳） 私は一般質問でも、この法定外繰入の関係からいろいろ対前年度、31年度、令和元年度との比で言って、その中で答えをまだいただけていないとか、時間の関係もありますのでね、まず納付金のことなんです、歳出の。

令和2年度が9億3,100万、端数は切り捨てます。本年度というか元年度がですね、8億8,600万ですよ。今言った医療分、後期分、介護分の明細を見たときに、医療分のほうは元年度6億6,000万円が2年度7億1,500万円に上がるわけですね。しかし、後期分は元年度が1億6,800万が2年度は1億5,900万円に下がりますね。介護分も元年度5,600万が新年度5,500万にこれも下がるんですよ。トータルとしては、納付金全体9億3,000万で対前年度より上がるんですけど、明細を見ると医療分のみが上がって、後期分、介護分は減っていくということになります。これはどういう事情っていうか、どういう理由からこうなるんですか。

○健康課長（田中義文） 資料で御説明をしてよろしいですかね。

1枚目の資料ですけど、令和2年度国保事業費納付金一般分の積算比較表で説明したほうが分かりやすいかと思います。全体としては、下の表の1つ上の太字で囲った枠のところにありますように、左側が平成31年度の本算定、令和2年度の本算定が右に来て差額の順になってます。差額を見ていただければ分かるように、4,500万増額になっております。

この要因につきましては、下の表を見ていただければ分かるんですけども、再掲は医療、後期、介護の2つの大きな要因ごとにまとめたものでありまして、上から3つ目の段のところ前期高齢者交付金等、後期高齢者支援金、介護納付金の精算額とあります。

これまでも申し上げてきましたように、制度改革前は市町村ごとに精算を行っていたんですが、制度改革後は県ごとに精算を行うことになりましたので、平成30年度以降支払基金のほうで運用する制度の精算は各市町村ではなくなります。

令和元年度までは、精算による影響によりまして精算追加交付を受けていたので、その分減額になっています。30年度と令和元年度は減額になっておりました。令和元年度のときは約5,000万円精算によって事業費納付金が少なくなっていたということです。それが令和2年度からは精算はありませんので、この5,000万円増額になりました。

一番下の段のところには激変緩和分小計とあります。これは令和2年度につきましては激変緩和の対象になったものですから、その影響で約1,800万円減額になっております。順番が前後して申し訳ありません。上から2番目の段には納付金基礎額ということで、一番上の段の納付金算定基礎額の医療費等が増加した関係で、それに伴って納付金の金額が上がったということで、これが1,000万円。これらを相殺いたしますと、約4,500万の増になるかと思います。

これは全体的な影響でありまして、今委員が言われたように、医療分、後期分、介護分につきましては、この表の中にそれぞれ記載している項目になります。例えば、医療分につきましては一番上の表ですけども、医療費等の増額、納付金算定基礎額Cとありますが、これが29億ぐらい増額しております。これは県全体の医療費が29億増加を見込んでいるということです。

その関係で、調整後納付金基礎額が約4,800万円増額になっております。県全体の医療費が上がったということで、4,800万増となっております。納付金の算出というところにそれぞれ書

いてありますが、高額医療費負担金であったり、特別高額医療費共同事業負担金、先ほど言いました激変緩和分の一つの激変緩和暫定措置分というのがありまして、もう一つは都道府県繰入金による激変緩和というのがあります。

次が、前期高齢者交付金の減額の精算分ということでありまして。このような影響を受けて、最終的には一番上の表の下にあります国民健康保険事業費納付金への医療分が5,500万程度増になっているというものです。後期と介護につきましては、医療費がありませんので、シンプルになっておりますが、このような算出で記載してある要因で、事業費納付金は増減しているという内容でございます。

○9番（立石幸徳） 後期分と介護分のほうはちょっと非常にスピードアップしたんですが、後期分、介護分については県下全体の算定基礎額が下がってきてると、こういうことですか。

○健康課長（田中義文） おっしゃるとおり、後期高齢者支援金分につきましては、先ほどの医療のところでも御説明いたしましたように、納付金算定基礎額は全体の後期高齢者支援金の金額が15億減少しております。それによりまして、その下の網掛けのところにありますように、 γ 調整後納付金基礎額が枕崎市の影響額で2,400万円減となっております。

しかしながら、その3つ下のところにあります後期高齢者支援金の精算による減額ですけども、マイナスが減額ですから1,900万ぐらい増額になったと。相殺いたしますと約900万の減になったというような中身になります。

○9番（立石幸徳） それで県下全体の医療費が上がるというのは説明で分かるんですが、後期分、介護分、介護分は2号被保険者ですから、それが県下全体の算定基礎額が下がるというその原因は何ですか。

○健康課長（田中義文） 具体的に県からそういう説明は受けてはおりませんが、この後期高齢者支援金につきましては、これまで市町村単位でやってたのが県単位に変わったということでありまして、基本的には変わらないわけですから、2年前の後期高齢者支援金の実績であったり、介護納付金の実績であったり、そこが減少したことによって2年後またそれを一定の率を掛けて推計値を出しますので、それに影響したのかなと推測される場所です。

○9番（立石幸徳） 2年前を言われるわけですけど、そうすると今後は後期分、介護分も上がっていく、精算で上下していくんでしょうから、上がる可能性があるということですか。後期分、介護分についてですよ。

○健康課長（田中義文） おっしゃるとおり、今回は下がりましたが、来年度上がるか下がるかは2年前の実績ですから、3年度であれば今年度の後期高齢者支援金、後期高齢者の費用と介護納付金の支出によって変動することになりますので、今の段階では分からないところですよ。上がる可能性もあると思います。

○9番（立石幸徳） なかなか今の実態をどうなのかしっかりと捉えておかないと、当然将来的にどうなっていくかということの見通しもできにくいわけですよ。最初、税務課長のほうから被保険者の数を言われて233名ですか、前年度対比減になってるんですけど、その233名の減った年齢別、あるいはどういうところの被保険者が減ってきてるんですかね。つまり年齢的なものも押さえないと、その介護の納付金とも関係しますんで、その233人の年齢別、所得階層っていえばあれでしょうけど、その辺のところの分析はされていないんですかね。

○健康課長（田中義文） 27年度から元年度までの被保険者数の動向を見てみたところですけど、国保の被保険者数は27年度から今年度までずっと減少しております。そういった中で、前期高齢者65から74につきましては、ほぼ平行もしくは若干増えている状況です。

そのうち70歳以上につきましては、特に医療費が高額になると思われるものですから推移を見てみたんですけど、27年度が1,343人、28年度が1,200人とここで下がって、29年度も1,195と下がったんですけど、30年度から1,331、今年度が1,433、今年度だけは9月末の数字でございま

すが、団塊の世代の影響によるものかと思われるんですけど、70歳以上の被保険者数が29年度で一旦落ちたんですけど、30年度、元年度と増えてきているということでございます。その分、未就学児を含めた64歳以下の方々の被保険者数は、加速的に減少している状況であります。

○9番（立石幸徳） 国保内の2号被保険者、介護の推移はどうなってるんですか。

○健康課長（田中義文） 今、介護の2号被保険者の数字については、把握していないところでございます。申し訳ありません。

○9番（立石幸徳） いや、把握してないというのは、今そこに資料がないという意味ですか。もう全然分からないということですか。全然分からないようなこっちゃ話にならないですよ。その被保険者に基づいて介護分は納付するわけですから、まったく基礎的なデータじゃないですか。

○健康課長（田中義文） 制度改革前につきましては、介護納付金の算定に係る資料等が本市にも届いていたんですけど、今そういう資料が……。

○9番（立石幸徳） 県から、枕崎の納付金はこれだけですよと示してくるわけでしょう。そしたら、そこには医療が幾ら、介護分、後期分、県が示してくる。そしたらその介護分のところには、おたくの被保険者が何名だからこれだけの納付金に介護分はなりますという、そういう通知というか、あれになってるんじゃないの。その通知書を見たことはないけど。

○健康課長（田中義文） 失礼いたしました。介護納付金の対象になります介護保険の第2号被保険者数につきましては、27年の平均で2,530人、28年が2,350人、29年が2,120人、30年が1,885人で減少傾向にあります。

○9番（立石幸徳） だから、減少傾向にあるということだから、さっきのなぜ介護分が対前年の納付金がですね、下がるかっていうことでは2年前の精算を云々っていうより、その対象の被保険者が減ってきてるっていうのが一番の要因じゃないんですか。2年前の精算はよう分からんけれどもな、ここに出てないから。数が減れば、当然納付する金も減るわけですから。

○健康課長（田中義文） 介護納付金につきましても、後期高齢者支援金につきましても、1人当たりの単価が影響いたしますので、1人当たり単価が上がっていきますと、対象者が減ったとしても実際減るのかははっきり分からないところです。

○9番（立石幸徳） いや、単価ももちろん影響するけど、一番影響の大きい部分というか、それは絶対人数が減ればそれは減りますよ。要するに、実態をな、この辺も資料をお願いしないと、我々はただ想像でしか物を言えないんで、もう資料要求もいっぱいしても切りがないんですけれどもね。今の実態がどうなっているのかというのをきちっと押さえないと、何度も言うように将来的にどうなるかっていうことは分からん。こんなことを何でやっとするかちゅうと、その法定外を近い将来全部解消しろと国の厚労省のガイドラインが、これはもう来たんですか、年度内に。まだ来てないんですか。

○健康課長（田中義文） ガイドラインの見直しを今年度中に行うと聞いておりますが、ただいまのところまだガイドラインが変更になったという通知は来ていないところです。

○9番（立石幸徳） いや、それは県にも来てないの。報道では、もう2月中に厚労省は都道府県に出すと書いてありますよ。そしたらそれを受けて、県が各市町村にまた配るんでしょうけれども。まあいいですが、それはいずれ大体の内容も書かれていますのでね。それで令和2年度の捉え方として、もう既に1億円は繰入金で予算計上しているわけですからね。

そして、歳入欠陥補填収入が9,600万くらいと、なぜそうなるかというその不足分、これについては税務課長から国税のほうの減が、これ4,000万くらいでしたっけ。（「3,500万です」と言う者あり）あれこれ言うとならば分からんごっとなってくって、3,400万ですか、3,500万ですか。それと医療費増加といいましょうか、納付金を含めた後の分が約1億5,000万くらいと、五、六千万と。こういう見方でいいんですか。

○健康課長（田中義文） 昨年度の当初予算で、歳入欠陥補填収入が1億2,000万でしたので、

そこと比較いたしますと、事業費納付金が先ほど言いました4,500万増加しております。それと反対に、国保税が3,500万減少しておりますから、足すと8,000万で、1億2,000万に対して令和2年度の財源不足が1億9,600万ですので、それが大きな要因であると考えております。

○9番（立石幸徳） それでこういう調子でな、本当に私どもといひましようか、平成30年度の国保大改正で、ある意味で国保会計が好転とは言わなくても落ちつくのかな、安定するのかなというような気持ちにもなったけど、2年たってもまた相変わらず、実に悩ましい国保会計という感じなんですよね。本当に、これはもう一般質問で言ったように、あの制度改正は何だったのかということをやっと言わざるを得ないんですが。

そうしますと、今後どういう形でこれを安定運営に結びつけていくか。この点では健康課長も国保財政安定化委員会というんですか、ちゃんと設置要綱がございますけど、条例に。その委員会の中ではどういう協議になってるんですか。

○健康課長（田中義文） 新年度の事業費納付金の本算定を受けて、国保の安定化対策委員会を開催いたしまして、主に税率改定の実施を行うかどうかを含めて対策を検討したところであります。

その中では、一番は国保税率の適正賦課に向けて、税率の引上げを行うか議論いたしました。議会並びに住民説明会でも、この間の一般質問でも御説明したかと思うんですが、30年度の税率改定については当時の保険税不足分6,000万円の2分の1の解消を図る、それと県の運営方針に沿って4方式から3方式へ算定方式を変更するという内容の税率改定を行いました。

そのことから、30年度の残り約3,000万円分の税率改定を現在の財政健全化対策の期間内である令和5年度までに、少なくとも1回は引き上げないといけないのではないかと。

ただ、現状は3,000万円引き上げたにもかかわらず、財源不足が拡大しておりますので、その時期とそして幾ら引き上げるか、そしてあともう一回引き上げるのかという議論もされました。しかしながら、税率改定については、先日も申し上げましたように、市民の所得が減少している、国保加入者の所得が減少している状況であったり、後期の保険料が増加していることであったり、消費税も増税しているという状況の中で、とてもじゃないけど今この時期に上げるというのは難しいのではないかという意見がございました。

国保財政健全化に向けては、国保税の適正賦課と収納率向上と医療費縮減、このように基本は3つでございます。国保税の適正賦課が難しいとなりますと、次に国保税の収納率向上については、この間御説明しているとおり、19市で国保税の収納率は最も高い。その関係で、特別調整交付金も追加で2,625万円、ほかの市がもらってないものももらっている状況ですので、これ以上大幅に引き上げるのは難しいと考えています。

19市中一番を維持していけるように、今後とも取り組んでいくこととなりますが、収納率向上によって国保税の抜本的な改善は難しいと思っております。そうすると、やはり医療費縮減に力を入れていかなければ、このままではずっとこのような国保の運営をしていかないといけないということで、ただ医療費縮減については短期間で効果が出るものではありません。

また、この制度の性格上、医療費が下がって2年後以降に事業費納付金に反映されるものになっておりますから、そういうことを考えると、医療費縮減もなかなかすぐに抜本的な改善にはならないと考えておりますので、今後何ができるのかということで、それらの取組をずっと継続していきながら、やはり委員がおっしゃるように、今度の制度改革が枕崎市であったり、お隣の南さつま市、南九州市にとって非常に財政悪化につながっております。

医療費が高いところは財政が悪化しております。であれば、この制度そのものについて医療費が高いところが、そのほかのところと言うのも恥ずかしいことではあります。枕崎市の国保加入者のことを考えて、県に運営方針の見直しを要望していくということを南薩の市とは話をしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 私は、国保会計いろいろ言わせてもらっているつもりですけども、健康課自体はですね、こんな言い方は変ですけども、それなりの努力、頑張りはしているとはっきり言って評価しています。

つまり、何を言いたいかという、もうこんな論議を何年もやるとときじゃないですよ、はっきり言ってもう。この繰り返しですよ、ずっと。要は、医療費適正化の一定の努力を、一定というのほどかかっていうのはなかなかそれは言えないですけど、一定の努力をしているのにもかかわらずですよ、医療費適正化の努力をしてるのに、にもかかわらず国保会計がどうにもならんというんだったら、それはもう制度が悪いですよ、はっきり言って。

そういうことをな、ちゃんと国県に示してですよ、こんだけ頑張ってるけど、これはもうどうにもならないんですよということをどんどんどんどん突きつけていかないと、これはもうそれこそ本当にどうにもならんと思うんですよ。

だから、もう何か国からは法定外はやめろと言われる。被保険者からは税金を上げるなど言われるし、そのサンドイッチで板挟みになってですよ、もう挙げ句は一般会計に頼って、そしていつも似たようなことばかり言ってる場合じゃないですよ。

だから、一定の医療費適正化の努力はちゃんとこうしてやってるということをな、どういう形で示されるのか分かりませんが、私も。そのために、ちゃんとしたものを積み上げてですね、やっていかないと、やっぱりこれはもうこの国保の審査のたびに、同じことばかり言わざるを得ないということですよ。大体そういうことで、私はもう終わります。

○委員長（清水和弘） ここで10分間休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時32分 再開

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

○6番（城森史明） 資料ですよ、令和2年度国保納付金及び標準保険料率等（案）のポイントということで、これはどういうことなのか説明をお願いしたいんですが、1人当たり保険税必要額の年額ってありますが、これどういうことなのか。

○健康課長（田中義文） 先ほども若干御説明いたしましたけれども、事業費納付金を納付するために、各市町村は保険税を賦課することになります。ここに書いてある金額は、先ほど標準保険料率の基になった本来各市町村が集めるべき金額の1人当たりの金額です。

ですから、この金額がそのまま1人当たりこれだけ集めないといけないんじゃないかということではないんですけども。

○6番（城森史明） それで、この前、平成30年度の1人当たりの保険税額というのが市町村の額が新聞に掲載されたんですが、枕崎市は南九州市に次いで高いほうから2番目なんですよ、それとの関係は。

○健康課長（田中義文） この表を見ていただければ分かるように、19市中一番高い南九州市で、R2と書いた太枠のところ、14万4,593円であります。枕崎市は2番目に高く13万4,848円、この順位と1人当たりの実際に賦課した金額については、ほぼ連動していることになってます。

○6番（城森史明） 確かに、これ見たらほかの市町村もそのとおりじゃないのかなという感じを受けたんですが、それと先ほど課長も言われたんですが、令和5年までに増税をしなきゃいけないとそういう発言をされましたが、以前はですよ、もうこれ以上の被保険者に対して負担は強いられないということで、それで一般会計から繰入れをお願いしてたわけですよ、ということは、もう何かそうずっと令和5年までに値上げしなきゃいけないということは、もう保険税を被保険者に対して、これ以上の負担は強いられないというそういう前提はもうなくなったんですか。

○健康課長（田中義文） はい、おっしゃるとおりです。平成24年度に財政健全化行動計画を策定して、27年度に見直しをした経過の中で、1人当たりの国保税の負担率が18%を超えてい

て、これ以上の負担を強いることが極めて難しい、困難であるとまとめたところ。そのようなことから、法定外繰入れの実施を併せて行ってきたところでもあります。

ただ、30年度に制度改正したときに、安定化対策委員会の中でもいろいろ協議をいたしまして、財源不足が生じておりますので被保険者に無理のない形で賦課割合を変えることによって、1人当たりの伸びは1.9%ぐらいで、非常に抑えて負担していただいたところです。

30年度に税率改定したときに、6,000万の不足の3,000万円部分だけさせていただきましたので、残りの3,000万円がいずれかの時期にしなくてはならないのではないかと考えておりますが、それを現実に、今後いつの時点でできるのかはまだ不透明でございますので、今後とも市民生活とか、このような議会の場での御意見を伺いながら、慎重に引上げについては考えていかなければと考えているところです。

○6番（城森史明） ですから、何かもう市長の話も聞くと、要はその前提がなくなったような感じで受け取れたわけですよ、ですから、もうこれ以上、被保険者に負担を強いることはできないということも言いながらね、やったら分かるわけです。そういうことで、そういう点も念頭において検討をお願いしたいと思います。

それと、その医療費の削減ですが、まず聞きたいのは75歳、介護認定率は枕崎は非常に低いんですよ、県内でもね。だから、より非常に低くて健康な老人が多いんですよ、それなのに医療費は高いと、要は74歳までのね。国保の医療費が非常に高いと、その辺はどう考え、普通、医療費が安ければ認定率も低くなる。それは比例するもんだと思いますけど、なぜ介護認定率は低い、だけでも医療費が高いという、それはどういうふうに理解すればいいんですか。

○健康課長（田中義文） 以前から、私ももそのことは考えてるんですが、おっしゃるように、要介護認定率は19市で最も低いにもかかわらず、医療費については、1人当たり医療費は19市中4番目ぐらいと非常に高い状況にあります。

要介護認定率とその医療費の高さは、直接関係がある部分もあると思うんですね、骨折をしたら要介護になりやすかったり、認知症も同じかと思うんですけども、医療費を引き上げているのは、以前は精神科も多かったんですけども少し押さえられてきてますので、今はがんの医療費等、循環器系をはじめとする生活習慣病が悪化した高額な医療費が引き上げている要因なのかなと考えてます。

それは生活習慣病の重症化したものと考えておりますから、そこに力を入れているということでございます。

○6番（城森史明） 逆にですよ、その脳疾患ですかね、脳血管疾患、それが多ければ麻痺になって認定率も上がってくるわけですよ、そういう関連等もあるだろうしですね。そして、要は74歳までに病気で亡くなる人が多いってということとはどうなんですか。

いろんながんでも、74歳までに病気で亡くなる人が多いれば、当然医療費が高いものがありますよね、ですからその点の分析をどうやるか、確かにいろんな形で難しいと思いますが、医療費はやはりそれは鹿大にお願いするのか、そういう分析も必要じゃないでしょうかね、例えば年齢別で5歳刻みでそういう医療費をしてみてもどうなるのか。

やっぱり医療費の状態を分析しなければですね、本当の医療費削減は難しいのではないかと、時間はかけてでもですよ、どっか鹿大とも連携して、そういう市町村はないんですか、医療費をいろんな分析をされてるところは。

○健康課長（田中義文） 今、鹿大の大石先生と連携してますので……（「そういう連携じゃなくて、分析の」と言う者あり）分析についてもいろいろお願いできるのかなと考えております。鹿児島大学と高血圧対策事業を取り組んでいますけど、それ以外にも健診のデータの分析とか、そういう情報を提供して分析してもらおう。

あと、本市は大石先生と関係がありますので、医療費の分析をしていただくということも可能

ではないかと考えております。そこはお願いしてみたいと考えております。

○6番（城森史明） ですから、この前の議会の研修のときもですね、AIというテーマでした。

だから、AIでどれだけその行政に反映できるかということだったんですが、そういう医療費分析っていうのはAIを活用した分析ちゅうのは、もうまさに適してるんじゃないでしょうかね、そういうのを取り入れてですよ。まず医療費分析、医療費の分析をしないと、本当にただ高血圧ゼロの街っていうことで取り組んでも何をすればいいのかとか、確かに取組自体はいいと思いますよ、狙い目はいいと思うんで、さらに深くするためには、そういうような分析もしながら、いろいろ考えていかないと駄目だと思いますよね。

○健康課長（田中義文） 市のほうでも今、KDBシステムでどの病気が多いというのは分かるんです。ただ、大石先生が言われているのは、どういう行動がどういうものにつながっていくかと言われていまして、細かく説明はできないんですけど、大石先生が言われているのは脳卒中対策に取り組むことによって、ひいては枕崎の犯罪の減少とか、交通事故の減少とか、そういうものにどうつながっていくのか、そういうところまで検証していきたいと言われていまして、今言われたような御意見をお話させていただいて、ただ単にこの病気が多いというのではなくて、何が要因なのかを探っていけたらと。

○6番（城森史明） ですから、これも前、議員と語る会での話ですけど、要は、一番、医療節減が一番大事なのは予防だという人がいましたよね、予防だと。今言ってる重症化を防ぐということですよ、ですから、それはもう大事なことは分かるけど、それ今やってるちことでしょう。（「はい、やってます、はい」と言う者あり）だから、それと並行して、その医療費がどういふふうになってるのかという現状分析も必要じゃないかということですよ。

○健康課長（田中義文） 今取り組んでいるプロジェクトが、高血圧の発症と重症化予防事業でございまして、それとは別に全国的にやってるのは糖尿病の重症化予防事業であります。糖尿病と高血圧を抑えられれば、もうかなりの重症化を防げると思います。

脂質異常症もあるんですけども、脂質異常症については高血圧と糖尿病対策をしっかり取れば自然とそれも減ると思いますので、その2つの事業を大石先生と連携しながらどういうことをやっていけば効果的か、今後とも指導を受けながら進めていきたいと考えてます。

○5番（禰占通男） この激変緩和措置、今の県平均は11万6,000、もらった資料にも出ていますし新聞等にも載ってたんですけど、これはこの措置に値する額ちゅうのは幾ら以上が緩和措置の対象になるんですか。

○健康課長（田中義文） 資料の最後のページで、1人当たり保険税必要額の市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較という資料があると思うんですけども、その左上にあるように、激変緩和の基準が一定割合19.91となっております。

これは、平成28年度の1人当たりの本来保険税で集めないといけない額を基準といたしまして、そこから4年後の令和2年度ですから、この19.91を4年で割って単年度で4.64%以上上がるところが激変緩和の対象になります。

枕崎市を御覧いただければ、真ん中より下に枕崎市とありまして、ずっと見ていただければ、激変緩和前の単年度換算伸び率が5.2%だったんです。それが4.64を超えていますから、調整をされて一番右側の4.59まで引き下げたということになります。こういう県、国のやり方ですね。

○5番（禰占通男） 今、課長が言うように、緩和措置されなくて5.2でいったら幾らになる、幾らになるのか。

○健康課長（田中義文） ここに書いてあるとおりです。枕崎市の金額が、緩和前が13万8,017円でしたが、右側について緩和後の金額13万4,800幾らですから、1人当たり3,000幾ら下げられてますので、1,800万ぐらい減額になってるということですね。

○5番（禰占通男） 先ほどもありましたように、保険事業としていろんなことをやっていて、

何でこんなに保険料を上げんといかんとかっち、9番委員からもありましたけど、簡単に言えば、この末尾にも予算書の末尾にも事業内容も書いておりますよ。

ここに、高血圧対策でいうことで、それは載ってないんだけど、こういった事業をやってる。それでどこにあったけな、この南薩、日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市、指宿市、指宿市まで入れて南九州市、枕崎、一番高いんだけど、日置市なども以前、この30年度になる前にも行って、向こうの健康課長にもいろいろ話を聞いたりして、それを議会でもいろいろ話したりしたんですけど、あそこも医療費が高くて、今の現状になるのに約10年ぐらいかかっているわけ、今健康課長がいるかどうか知らんけど、その人ももう相当悩んだみたいで、それが一応今の現状になったちゅうことで、いろんな努力をしてそこまで持ってきたと、じきじき話を伺いました。

それで私が言いたいのは、ほかの市町村もこういうことはやってると思うんですよ、皆さん、この健康に対してのいろんな取組ちゅうのは。（「取組ですね、はい」と言う者あり）本市と何か違った特別なことちゅうのは何かないんですか、本市のためになりそうなこの予防的なことちゅうのは、我々が分からないような。

○健康課長（田中義文） 本市が取り組んでいないのは、南九州市が体重が減ったらその分にポイントがつくとか、指宿市が歩いたら歩いた分のポイントがつくとか、ポイント事業にはまだ取り組んでいないです。インセンティブ事業ということで、国からも推奨されているんですけども、今回の血圧プロジェクトの中でポイントをつけられるんじゃないか、当初、ICカードを個人個人に持ってもらってポイントを付与することも考えたんですけど、予算の関係で取り組んでいないところです。

ポイント事業については、歩いたらポイントがつくというやり方であったり、何かのイベントに参加して抽選で交付するとか、そういう事業に取り組むことで市民の皆さんのやる気を上げることにつながると思いますので検討してるんですけど、今のところ実現していないところでございます。

○5番（禰占通男） 昨年、当局との忘年会ちゅうことで、テーブルに私のところは市立病院の院長が座ってくれたんですけど、その中で飲みながらちょこっと話しとって、その健康づくりに話がたって、私はこういうことを思ってるんだけどち言って、体育館、武道館がちょうどあるから、あそこの周りをもう全天候型のウォーキングコースでも造ったらいいんじゃないんですかねち言ったら、うん、それはいいことだよなってことで、何でそっからの話になったかという日本にはどこにあるか知らんけど、我々の若いときは外国の映画ちゅうのはプールがあって、その2階、3階部分をランニングコースがぐるぐる回る施設ちゅうのが、結構テレビなんかにも出てきたよったんですよ、ええ、本当に日本では見たことありません。そっからの話なんですよ。

やはり、全天候型ちゅうことは、いつでも安心してできることで、ここにもさわやかウォーキングちゅうのがありますから、そういうことで市営球場も改装して、あそこは完全に枕崎の一番の目玉どころの運動コースですよ、それで予算的なこともあるだろうけど、そういった今後の取組かな、可能にはなるとは思いませんけど、何かそういう健康増進、説明もありましたし、あとは健診で、予算でも言いましたけど、いかにして早期発見ちゅうことだと思うんですけど、やはりそういったことで、何かこう1つずつ医療費を下げられるような対策を探して実行してほしいなと。

○健康課長（田中義文） 今言われたように、ハード面で整備ができればいいんですが、なかなか簡単にはいかないことでございますし、ウォーキングは近所でやられる人が多いので、あとは交通安全に気をつけてやっていただくのが一番かなと思います。

あとやはり、今がんの医療費が増えてきていますので、特定健診の受診率向上に取り組んでおりますが、がん検診も取り組んでいっているんですけど、今後は両方を上げていかないと、膵臓がん以外は早期で発見すると、5年生存率もかなり100%近くなっていますので、住民の皆さんにも十

分啓発を図ってがん検診の受診率も向上させるような取組を進めていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） この資料にもあるんですけど、令和5年、5年度の激変緩和措置の終了を見据えてちあるわけですね、この資料の4ページに案のポイントの表の上のあそこに、これがなくなった場合は、今の状態だとやはり年々上がって行って、それを保険料に反映できなければもう繰入れしかないわけでしょう、もうあと3年、令和5年度にもう何か終了を見据えてこうなっているって資料にもあるんですけど、何かそこら辺はやはり計画してるんですか。

○健康課長（田中義文） 平成30年度の制度改革のときに、県の運営方針で令和5年度までの措置で段階的に激変緩和措置が縮小しております。

制度改革の最初の年は、激変緩和措置の金額も大きかったんですけど、段階的に減らして行って最後はなくすと、そうすると県としては各市町村がソフトランディングというか、いいように着地するんじゃないかと思っているみたいなんですけれども、先ほど言いましたように、医療費が高いところはそうになってないのが今明らかになってきております。

南九州市は、医療費が高く、納付金も高く、税も一番高いんですけど、2億幾ら財源が不足すると、当初予算でそういう状況ですので、この激変緩和もなくなりますとさらに厳しくなってくるので、県内の負担の在り方について考えていただかなければ、法定外繰入れの解消というのは現実、私はもう不可能ではないかと考えているところです。

○9番（立石幸徳） 今、最後のところで課長が言われた、県内の負担の在り方っていうことで言われてるんですけどね、当然この問題が出てくると思うんですよ。私は、最初の私の質疑で健康課長がちょっと気になることを言われたんですけどずっと考えてたんですけど、今度の制度改革ちゅうのは、南九州市はもちろん、南さつま市、枕崎市、極めて実態以上に悪い制度改革になってきてると思うんですよ、県内ではですよ。

なぜかという、鹿児島県の納付金算定は医療費を反映させるという方式であるアルファ値を1でやってきているわけですね、納付金算定のアルファ値ですよ、アルファ、ベータのですね。

そうしますと、県下全体当然医療費は下がるちゅうことはゼロとは言わないけど、こういう御時世で高齢化が進展する中で、県全体の医療費は当然、全体額上がっていきますよね、そうずっと上がった全体額を医療費の高い自治体に加重というか配分していくわけですから、南九州、南さつま、枕崎、医療費の高い自治体がですよ、実態以上に単独でやるよりも県下全体の上った分のそれをどういうふうに配分するかっていうことになっていきますのでね、余計にかぶる、余計ちゅうのがどういうことか分かりづらいですけどね。

だから、このまんまいくと私は今6番委員が新聞報道を言われましたけども、これは1年前のちょうど県内の激変緩和措置後の必要額、やっぱりこの3市、この南薩の対前年比、非常な上がりなんです。今度も対前年比相当上がりのところは目立つ、それはなぜかっつうと、県下全体が上がった分を医療費の高いところから順番に配分していくから、当然、その実態以上に我々は簡単というと割が悪い納付金を請求されていますよ。

だから、こういう今度の制度改革がどういうことになってきたかちゅうのが見えてきたんですけどね、こういうときには課長がちょっと言ったその3市で、県のほうにもう一回県内の配分の在り方をというのはな、早い時期に何かの形でやっぱり言うべきだと思うんですよ。その辺の具体的な対応は何か進んでいるんですかね。

○健康課長（田中義文） 一番の機会というのは、県と市町村が集まる連絡会議がありまして、近々開かれる予定はないですが、南さつま市、南九州市、指宿市の課長とは南薩の現状が制度改革で明らかに悪化しているということと、それとこのままでは法定外繰入れの解消の見通しが立たないんじゃないかということでお話をいたしまして、南薩3市もしくは4市で県に保険料統一に向けて、少なくともアルファ値を幾らか減少するとか、そのほかにもいろいろやり方はありますので、いずれにしても今のところ医療費が高いところはそのまま負担している状況になってお

りますから、幾らかでも県内のほかの市町村にも平準化して負担していただくのが、県が保検者となったわけですから、そうあるべきではないかということで、県にその辺の要望に行きたいと考えているところです。

正式な会議でどこで言えるかまだ定まってないんですけど、少なくとも県には要望に行きたいと考えているところです。

○9番（立石幸徳） ですから、国県のほう運営側からいうと、医療費の高いところにムチを入れるという意味では、納金のアルファ値1にしてですね、高いところはある意味で懲らしめるっていいでしょうか、そういう意味では今のままやったほうがいいんですけども、我々その医療費の高い自治体の実態以上の納付金が請求されるとですよ、これはどういうことか言わざるを得ませんよね。

だから、その辺をもうちょっと今課長が言ったアルファ値の1を若干0.5にするのか、何かそういう要望がまた県下全体で受け入れられるのか分かりませんが、非常にですね、何でこんな制度改正をして我が市はこんなに、また立ちどころに2億円近くの法定外かと思議でならんですよ。ですから、そういう対応もしっかりやっていただきたいと思いますよ。

○12番（東君子） 先ほどの5番委員の関連で、健康づくりなんですけれども、たしかですね、南さつま市は昼休み時間にできるだけ日光を浴びるようにして、皆さんが市の職員が散歩をされてると思います。

そして今、こういう状態でずっと同じ姿勢で座ってる、これが一番体によくないんですよ。エコノミークラス症候群でもそうですし、ですから私、ちょっと前にですね、議長のほうにも必ず1時間たったら休憩を入れてくださいと、その間はやっぱりちょっとトイレに行って歩いて水分補給をするだけで、かなりいろんな病気を防げるものになると思うんですよ。

何かをつくって、何かをイベントでやるとなると、すごく大がかりになるので、日頃のちょっとした工夫で健康づくりはつくられていくと思うので、そこら辺を徹底して、たしか県庁に行ったときも1時間ぐらいたったら空気を入れ替えて、皆さんちょっと軽い運動をしましょうみたいなそういう放送もかかると思うんですよ。

市民の方が来てらっしゃる接客中にそういうことをするのは難しいですが、同じ姿勢でずっと座ってるっていうのがよくない、ちょっと立って鼠蹊部でもマッサージをすとかですね、こういうことをまず市の職員の方からずっと座ってるままで、お昼御飯を食べるときだけちょこちょこ動いて、またずっとデスクワークをされるとなると、土日ぐらいいし、下手すると運動しないということになりますよね、車もその辺に止めてて。

ですから、仕事をしている最中でも1時間ぐらいたったら、大体トイレに行ったり水分補給をするという、ちょっとしたことですよ、そういうのを市民の皆様にも周知していただいたら随分変わってくると思います。ちょっとしたことです、健康づくりは。よろしく願いいたします。

○14番（豊留榮子） この制度改正でいろいろ聞いてて、本当に胸が苦しくなってきましたね。

もう後期高齢者医療制度そのものがなくなるんじゃないかと不安だったんですけど、このままいったら国民健康保険制度そのものがなくなっちゃうんじゃないかという不安に駆られるんですけども、これを本当に今年度は国保税の値上げはしないで抑えていくということなんですけれども、来年度になるとどうなるか分からないということで、国は一般法定繰上げをやめさせようとしてるわけですから、それに何か御褒美っていうポイントをつけたりとか、いろんなことやってみたいなんですけれども、これは本当にもう先行き不安なんですけど、特に今言われているのがその生活習慣病ですか、日常的な高血圧等にかかっている方たち、皆さん肩身が狭いんじゃないかと思うんですけども、それに対する一応対策なども課長のほうから出されておりますので、今年度しのげても来年度が本当に不安だ、これ皆さんにどんなふうに説明したらいいのかも分からないんですけど、その辺のところをちょっと。

○健康課長（田中義文） 先ほどから申し上げますように、前の制度の精算分がなくなりましたので、基本的に令和2年度の事業費納付金が今後の基本になってくるかと思えます。

そのような中で、制度がこのまま移行いたしますと、1人当たり医療費が伸びていくと、どうしても1人当たりの負担は増えていくことになります。

先ほど言いました税率引上げも、市としても当然やりたくはないんですけども、30年度に半分しか解消してないこともありますので、法定外繰入れの解消を目指していかないといけないわけですので、検討していかないといけないと考えているところです。

来年度、実際どのくらいの金額になってくるのかは2年度が基になりますから、どのくらい大きくなるか、それともまた別の要因で下がってくるか読めないところがありますので、そこは推移を見ながら、一般会計の状況を見ながら財政運営していきたいと考えているところです。

○4番（沖園強） 皆さんこうしていろいろ質疑、答弁を聞いとけば、本当気の毒でならんとです。収納率は県下でもトップだと、そして特別調整交付金が手厚く交付されるということで、本当気の毒でならんとですけど、いかんせん法定外繰入れをせざるを得ないような会計状況だと。

そこで、補正予算の段階で、最終的に法定外繰入れが7,000万程度に収まるのかなど、それも不用額見込みが2,000万程度はあるかもしれないというようなことだったんですけど、最終的に法定外繰入れがどこに納まるかちゅうのは流動的などころがありますよね、5月出納を見ないと。

30年度決算で見ると不用額は20億0,300万出てるんですよ、決算額で。療養給付費で、保険給付費で1億8,900万不用額が出てるんですよ。

そこで、最終的に元年度決算がどこに納まるのかなというふうに思ってるんですけど、この間言った最終的な決算見込みというものが、どこに納まりそうですか、この3月の医療費給付費等の状況を見て。

○健康課長（田中義文） これまで申し上げているように、医療費については、最終的に今年度中もしくは翌年度精算されて全額県から交付されます。

そのようなことから、医療費の執行残があったとしても、その分は来年返さないといけないものですので、実質的な本年度の収支額とはならないのかなと考えております。

医療費を除いて、実質的な財源不足が先日申し上げました7,000万切るのではないかと、6,000万円台になるかと思えます。医療費の執行残があれば、そこからまた引かれますので、見た目の、形式的にはそれより少なくなつて、3,000万、4,000万とかそれぐらいに形式上はなります。

ただ、これまでも財政課にはお願いをいたしまして、翌年度精算分まで計算できますので、その分を含めて年度内に法定外繰入れを行ってもらいますから、法定外繰入れ自体は精算分まで含んだ金額になってくると思います。やっぱり6,000万円台にはなるのではないかと考えています。

○4番（沖園強） そうすと、どう捉えればいいんですかね。3月補正で1,565万6,000円の繰越金を見込んでるんですけど、その分はどこに加味すればいいんですか。31年度3月補正での繰越し見込みの計上額が1,500万あったんですよ。

○健康課長（田中義文） 30年度の精算返納を見込んで、法定外繰入れをその分多めに繰り入れてもらってます。その分を9月補正で精算いたしまして、留保した繰越金があったものですから予算化したものです。

○4番（沖園強） もう一点、レセプト点検が減額されているんですけど、どういった理由で前年と比べて当初ベースでですよ、元年度の850万が700万に審査手数料がなってるんですけど。

○健康課長（田中義文） 審査手数料は、連合会の実績に基づきまして、新年度については減額したところです。

○4番（沖園強） 連合会の審査会の実績に伴うもんだと。それに伴って減額したと、なぜその実績が下がるんですか。

○健康課長（田中義文） 医療費は伸びているんですけども、全体の件数自体は若干減って

ます。1件当たりの審査支払手数料自体は変わっておりませんので、件数が若干減っているのですが、今回、予算を落としたというところですか。

○4番（沖園強） その件数が増減するのはどういった理由があるものですか。

○健康課長（田中義文） 例えば、29年度の一月当たりの件数が1万0,260件でありました。30年度が1万0,289とここで増えているんですけども、今年度は途中ですけども、現状では1万0,243で件数が減少しております。1人当たり医療費は伸びているんですけど、件数そのものは増えていないことになるかと思えます。

○4番（沖園強） 件数は、レセプト点検ですから、どういった形で審査を依頼ちゅうか、どういった形で審査されるのかな。

○健康課長（田中義文） 基本的には、医療機関がほとんどはオンラインで請求をしておりますが、それが国保連合会に届きまして、国保連合会で審査専門の人が審査いたしまして、そこで誤り等があれば減額をして、審査後の金額で各市町村に請求を行うものです。

○14番（豊留榮子） 後期高齢者医療のほうなんですけれども、保険料が上がってるんですけど、歳入のほうがですね。そうすると、後期高齢者医療制度の保険料は上がるんですか。

○税務課長（神園信二） 保険料につきましては、令和2年度、3年度の保険料が変更になるということで、均等割額が変更前は5万0,500円だったものが5万5,100円、所得割率としましては、変更前が9.57%だったものが変更後に10.38%、保険料の賦課限度額を設けてございますが、限度額が62万円から64万円に引き上げられるということで、保険料の上げが後期高齢者医療広域連合で決定されております。

○14番（豊留榮子） それを階級ごと、何て言うんですけど。

○税務課長（神園信二） 令和元年8.5割軽減を受けている方が、制度改正で7.75割軽減となりまして1万2,300円、8割軽減の方が7割軽減に変更になりまして1万6,500円、5割軽減の方が2万7,500円に変更、2割軽減の方が4万4,000円と変更になっております。

この変更内容につきましては、後期高齢者医療広域連合が3月8日付の南日本新聞の16面の下のほうに大きく保険料は変わりますと説明広告を入れているところでございます。

○11番（永野慶一郎） 国保の予算書の17ページのところでちょっとお聞きしたいんですけど、高額療養費制度のところですね、2年度予算が2,500万円ぐらいプラスになっておりますが、前年と比べて。ちょっと、それが原因かどうか分からないんですけど、ちょっとお聞きしたいんですが、がんの治療ですね、先進医療と言われて全て自己負担で治療を受けないといけなかったものが、数年前から健康保険適用、がんによってはなんですけど、その種類によってはなんですけど、そういった保険の適用になるということですね、そういったのになれば、ちょっと高額療養費が膨らむんじゃないかなと私ちょっとそのときに思ったものから、本市でもですね、私の知ってる方でこの1年半ぐらいで、3人ぐらい前立腺がんなんですよ。

前立腺がんは、先進医療ではなくて保険適用になるということですね、健康保険を使って治療に行かれてる方が3人ほどいたんですね。私の周りにもそういった方が結構いらっしゃるの、市全体でいけばちょっと増えてきて高額療養費制度のところもちょっと増えてくるのかなって感じたものから、そこら辺はどうですか。直接大きな影響はないですか。

○健康課長（田中義文） 以前、平成27年、28年当時にオプジーボといって肺がんであったり、皮膚がんとかの薬などが保険適用になりまして、一連の治療が3,500万かかるとかというような金額で問題になりました。

その後、国では診療報酬改定の在り方を見直しまして、2年に1回だったのを1年に1回見直したり、単価を引き下げるとか、そういうことで医療費の増加を防ぐ取組をやっているところですか。

おっしゃるように、今度脊椎の1回の治療が2億ぐらいかかるものが外国でありまして、それ

を日本で保険適用するときに幾らになるのか分かりませんが、そういう新薬が適用になることが予想されますので、簡単には使えないとは思いますが、新薬による国保会計への影響というのは注視していかなければいけないとは思っているところです。

○11番（永野慶一郎） 早期発見とか、そういうのも大事かもしれないです。そういう治療を受けられたら、その後の放射線治療なんかも、例えば指宿の放射線治療のところなんかは、特に枕崎から通院できるもんですから、1か月で帰ってくる方もいるんですけども、保険適用になったってですね、行かれてる方も多いんですが、年齢的にやっぱり定年されたとか、社保から国保に替わってる年代の人たちが結構年齢層で言うところとちょっと多いもんですからね、その高額療養費がまたそこら辺で増えていく、でも治る治療ですので、その後の治療とか、抗がん剤とか、そういったのも要らないと聞いているので、そこでお金がかかってもとんとんで収まるのかなと思ったりするんですけど。重症化しなければまたいいのかなと思います。

また、そのほかの取組で高血圧の対策事業も事前に今防ごうちゅうことで、今年度からですかね、血圧計を置いてらっしゃると思うんですけども、健康課にどういった声が寄せられたか分かりませんが、私が聞いたのがですね、コンビニに置いてありまして、ここにも置いてあるんだって言ったってですね、四十前半の個人事業主の子がですね、商売をしてる子が毎朝コンビニに寄るんですけど。

そしたら、血圧計が設置してあったので計ってみたら、全く血圧とか計ったことがなかった子だったんですけども、置いてあったから計ったら高いっていうのが分かって、それからすぐ病院に通うようになったというような、そういったのもあるんだねって、そのお店のオーナーと話をしてですね、全然置いてあるのが無意味じゃなかったと。課長もじきじきに事業所を車で回って設置のお願いに回って私とか会ったですよ。そういった苦勞も報われたのかなと。

そういったこの制度改正があんまりいいもんじゃなかったかもしれないというような話もありましたけども、そういうのも県にどんどん言っただきつつ、やっぱり医療費が高いという事実はございますので、そういう抑制も一朝一夕ではなし得ないものだと思いますのでですね、地道な取組をしていって医療費抑制につなげていかないといけないのかなと思いますので、その高血圧対策事業もですね、また皆さんの目につくように、気づいていただけるような取組をお願いいたします。

○健康課長（田中義文） 最初言われました高額のお薬につきましては、国でも当然、費用の面と治療の効果を見極めながら保険適用することになっております。そこを信用するしかないところでございます。

高血圧プロジェクトは、新年度では高校とのコラボとかいろいろ考えているところですが、新型コロナの影響で、今どうしようかと考えているところでございます。あと、血圧を計っていた方が、医療機関に行って療養指導士の資格取得をした医療スタッフの方が、より効果的な指導をしていただいたり、大石先生のほうで医療機関のかかりつけ医の先生方の講習も行いたいということですので、先生方、医療スタッフのスキルを上げていただいて、さらに高血圧の予防がしっかりとできるようにこちらとしても取り組んでいきたいと考えているところです。

今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

○税務課長（神園信二） 先ほどの14番委員の質疑に、説明が非常に不親切になりまして申し訳ありません。

もう一回、後期高齢者の保険料の均等割の軽減の変更について説明させてください。

令和元年度時点で8.5割軽減を受けていらっしゃる方、均等割の基本額が令和元年度時点では5万0,500円ですので、これの8.5割軽減ということで7,500円でございます。今御負担いただいているのは。

令和2年度になりますと、そのまま8.5割軽減ではなくてこれが制度で7.75割軽減という区分

に変更になりまして、元年度7,500円御負担いただいていたところから1万2,300円の御負担になります。令和3年度には、これがさらに7割軽減ということで1万6,500円の御負担と変化していきます。

それから、8割軽減の方が令和元年で1万0,100円御負担いただいておりますが、令和2年度には8割軽減がなくなりまして7割軽減に変更になります。その結果、令和2年度には1万6,500円の御負担で、令和3年度はそのまま7割軽減1万6,500円の御負担となります。

それと5割の軽減の方が現在御負担いただいておりますのが、令和元年度で2万5,200円です。5割軽減は制度変更ございません。変更後の5万5,100円という均等割額の5割負担ですので2万7,500円に変更と。

2割軽減の方が現在4万0,400円御負担をいただいておりますが、令和2年度以降令和3年度まで4万4,000円の御負担というふうな形で、均等割額が変更になっていくということでございます。

○9番（立石幸徳） 補正のときお願いしていた国保被保険者の分布といいましようかですね、これちょっと報告していただけないか。

○税務課長（神園信二） 令和元年の課税分ですので、平成30年の所得の状況ですね。分布としましては、これが件数で捉えていただきたいと思います。

被保険者数ということではなくて、申告の件数ということで、中には給与を持ちながら農業所得も持っている、重複している部分もあると捉えてください。給与所得を申告されてる方が32%、年金所得を申告されてる方が31.5%、営業所得を申告されてる方が11.1%、農業所得を申告されてる方が5.9%、不動産所得を申告されてる方が7.8%、その他の所得を申告されてる方が10.9%、分離譲渡がおおよそ0.8%、締めまして構成は100%、合計で5,326件の申告の所得がありますと、この分野の所得がありますというところがございます。

その申告件数に伴います所得金額の割合で申し上げますと、給与所得が36.5%、年金所得が31.8%、分離譲渡につきましては昨年度はマイナスになりましたので比率はございません。営業所得が15.0%、農業所得は9.7%、不動産所得が3.2%、その他の所得が3.9%、以上で100になるというところがございます。

○9番（立石幸徳） それから、これも確認ですが、2年度予算で県への広域化等支援金、償還返済ですね、1,600万。これは2年度で返済完了っていいましようか、そうなるんだったんですかね。8,000万、全部で。

○健康課長（田中義文） 8,000万の返済を5年間ですので、30年度から4年度までです。

○9番（立石幸徳） 4年度まであるんですかね。

○健康課長（田中義文） はい、4年度までで5年間の均等償還です。

○9番（立石幸徳） まだ、今度で終わりじゃないわけな。

それから最後にですね、先ほどから国保財政安定化の委員会でも、6,000万を値上げの3,000万を30年度に税率改定したので、あと3,000万分をという話をされていますけど、30年度を3,000万の見込みで税率改定をしたわけだけど、もう決算が出てるけど、予想とちょっと多めの5,000万ぐらいだったんですか。所得が上がったんで確保できた。

○健康課長（田中義文） 4,000万です。

○9番（立石幸徳） 4,000万ですか。私は、30年度税率改定には正直反対したんですけどね。なぜかという、医療費という非常に不確定要因もあるんだけど、大体その健全化計画というかな、どういう形でいくのかちゅうのは、計画がないわけですよ。この際ですね、さっきから言ってるその制度改正もあって2年来て、精算等の作業ももうなくなってきたわけですから、早い時期に法定外の関係も含めてですね、国保財政の健全化計画を立ててほしいと思うんですよ。でないと、簡単に言うに行き当たりばったりでな、やってるような感覚に私なんか見えますよ。

○健康課長（田中義文） 平成28年度が法定外繰入れを含む赤字決算になったので、29年度中に30年度から令和5年度までの国保財政健全化対策をつくったところです。制度改革後の30年度の決算状況によって、その数字を基にした健全化対策を今年度中に策定して、県に報告することになっております。

その対策の中では、当然医療費適正化とか、収納率向上、保険税の適正賦課というのが項目として示されていますので、それが一つの対策になるかと思えます。

○9番（立石幸徳） 申し訳ないんですけどね、その税率改定のときも、もう今年度末を控えていますけど、赤字解消の計画を出さんといかんということがあってその資料が出てきたけど、全然その税率改定の見込みの計画とずれとるわけですよ。

県とか国のな、上部機関に出す計画と、我が市のやってる3,000万確保の税率改定と違った計画を出しとったって、その計画をつくってますと言ったって、実態と合った計画を出しておらんと、その上に上部機関に上げとる計画書が我が市には何にも無関係みたいな計画じゃ話にならないですか。その辺はきちっと整合性を持った計画をつくってくださいよ。

○健康課長（田中義文） 29年度に策定したときは3月末で作成したんですけども、30年の6月議会で税率を引き上げたわけですので、その時点でまだ金額が整理されておりませんでしたから、その時点で載せることができなかつたというのはあったかと思えます。今後は言われるように、実効性のある計画というのを心がけていきたいと考えてます。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、議案9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時54分 再開

△議案第10号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、議案第10号令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第10号令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

令和2年度の介護保険特別会計予算の総額は、28億1,576万2,000円で、令和元年度当初予算額より約4.7%、1億2,571万4,000円の増となります。

歳出予算の主なものは、総務費5,121万円、保険給付費26億4,920万円、地域支援事業費1億1,514万6,000円、諸支出金20万4,000円などであります。

なお、保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画における第3年度の給付見込みをベースに、令和元年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金7億3,757万4,000円、国庫支出金7億0,133万9,000円、保険料4億9,573万5,000円、繰入金4億6,634万5,000円、県支出金4億1,443万7,000円、諸収入ほか33万2,000円で措置いたしました。

以上、概略申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） この2年度はさっき説明があった第7期の最終年度といえいいでしょうかね、そういうことになるんですが、7期の計画の中の最終は何かちょっと介護保険の事業計画持ってきてないんですが、特に目立ってっていうか特別な計画があったんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 第7期の介護保険事業計画におきましては、それまで第6期計画におきまして施設整備を見送ったものですから、第7期におきましては、施設整備が特に第6期とすると変わったところかなと思っております。

その中で、第7期計画で50床の介護医療院を開設すると。特別養護老人ホームを計画上50床ということで、介護医療院につきましては、第7期計画の初年度、平成30年度から特別養護老人ホームの新設につきましては、第7期計画の第3年度、令和2年度に開設ということで計画をしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 特養については、私どもも今建設中の建物といいましょうか、見かけることもあるんですが、当然、特養が完成してその分の保険料への負担というのは、第8期から入ってくるということになっていくんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 現在建設中の特別養護老人ホームにつきましては、当初計画では50床の広域型ということでございましたけれども、事業者の実施計画によりますと、若干規模が縮小して40床の広域型で整備中でございます。

開設時期は、今のところ事業者の話では年明け2月頃かと聞いているんですけれども、ただ予算編成をする段階ではもっと早い開設予定でございましたので、この令和2年度の介護保険特別会計の当初予算は、念のためですけども、この特別養護老人ホームの新規開設予定等による増として6,400万円程度、前年度当初予算に比べて増額して計上しているところでございます。

○9番（立石幸徳） 50が20になったというのはどういう事情なんですか。

○福祉課長（山口英雄） 当初事業者の計画していた施設が50床の広域型の特別養護老人ホームでございましたけれども、事業者の都合で40床、10床削減して40床の特別養護老人ホームということで事業を実施しているところでございます。

○9番（立石幸徳） 40床になったことな。ちょっと私が聞こえが悪かったんで。

それから昨年補正で、いわゆる地域支援事業のほうの別府校区のこの施設は、本年度の補正で減額しているんですけども、これはもう一回、8期に復活していくような感じになるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所のことだと思うんですけども、その部分につきましては、この令和2年度の当初予算を編成する段階では、前の議会でも御

説明したと思いますけれども、職員の配置等そういったものでまだ条件が整っていないということでございましたけれども、事業者は実施する意向はまだあるということで、介護職員の確保に努めますということでございましたので、令和2年度介護の当初予算編成上は令和2年度に別府のほうの地域密着型、定員29名の小規模多機能型居宅介護事業所が開設されるということで、一応予算は編成しております。

ただ、現在のところ、まだ事業者から本指定のための申請がなされておられませんので、現実的にはもう事業実施は難しいものと思っております。

なお、事業実施につきましては、指定予定事業者としての指定が平成28年の年明けぐらいだったと思いますので、それからもう大分経過していることも勘案しまして、当該事業者には、もう今回の7期中に事業実施できない場合には、指定予定事業者の指定を外しますともう伝えておりますので、先ほど9番委員が言われた第8期に事業者を指定予定事業者としてそのまま持ち越すかにつきましては、実質的には無理だと考えております。

○9番（立石幸徳） あまり仮定の話はしたくないんですけど、ただやっぱり気になるのは、その施設そのものは、これは補助事業で建設されているわけなんでしょう。そうすると、仮ちゅうとおかしいけど、期間中に事業ができなかったら補助金返納ちゅう形になっていくんですか。

○福祉課長（山口英雄） 別府地区に開設予定として整備したその小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、全て自己資金でございます。

○9番（立石幸徳） 8期に向けての令和2年度の取組っていいでしょうか、当然、ニーズの集約というか、そういうのはもうスタートしないと、8期計画ちゅうのは間に合わないと思うんですが、その中で、国のほうの、今もう既に先週ぐらいでしたか、8期の介護保険法の法改正の閣議決定もあったようにちょっと記憶してるんですけど、懸念されている例えばケアプランの作成料を上げるとか、もうそういうのも消えていますよね。

本市の8期計画に向けての取組というのは、スケジュール的にはどういうふうになってるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 第8期の介護保険事業計画策定に向けましては、令和元年度に高齢者の実態調査を実施しております。

現在、その実態調査結果の集計作業をやっておりますけれども、今後のスケジュールといたしましては、新年度に入りましてから秋口頃に計画策定の説明会が開催されますので、その説明会で第8期に向けた計画策定に関する注意点等の詳細説明があらうかと思っておりますので、その説明会を踏まえて今回の高齢者実態調査の分析結果を基に、本市の実情に合わせた介護保険事業計画、第8期の計画を策定していきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 最後に、当然住民のほうからいくと介護保険料というのがどうなのか、それはもう今からいろんな算定っていうか、いろんなものを積み上げて保険料決定となるんですけども、今の状況からいくと、基金との見比べ、そういう面からいくと、当然、今の段階ではおおよそのことしか言えないんですけど、保険料はどんな感じになりそうですか。

○福祉課長（山口英雄） 第8期に向けた保険料につきましては、先ほど申しましたニーズ調査等をまだ分析中でございますので、その分析結果を踏まえた上でないと確固たることは申し上げられませんけれども、ただ今まで議論がございました第7期計画で予定していた小規模多機能の事業運営が結局できないことになりましたので、こちらが見込んだよりも介護給付費準備基金は若干多めに、基金積立額が多めになっておりますので、第8期の計画に向けては、そこを勘案して保険料軽減のためにその基金を充当したいと考えております。

○5番（禰占通男） 25ページなんですけど、政府の大綱で認知症対策を強化するということになってるんですけど、ここにもちょっと受講料ち載ってるんですけど、これ今までと何か特別に変わったっていうのが何かあるんですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 政府が去年、認知症予防大綱を発表しまして、その中で認知症について予防をするという形で出ております。あらゆる場面を通じて、認知症を予防する事業に取り組まなければいけないんじゃないかと考えてます。

具体的に認知症大綱の主なポイントですけれども、70代の発症を10年間で1歳遅らせる、70代の認知症の人の割合を1割減らす、発症や発症後の進行を遅らせる予防の取組を推進する、認知症になってからも自分らしく暮らせる社会の実現を目指す、当事者の視点に立ったバリアフリーを進めるといふ大綱の素案になっております。

ですので、これに沿った形で様々な予防に向けた事業も入ってくると考えております。

○5番（禰占通男） 今、5つぐらい言われましたけど、それに対して取組ちゅうのはこれからうちとしてはいろんなものを模索するちことですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 現在も取り組んでおりますが、厚労省はこの認知症予防に効果があるということで、14番委員の一般質問の中でもありましたけれども、地域の中の集いの場を有効に活用し、今現在、てげてげ広場を展開しているところです。

そういった事業の中の運動とか、集まることで刺激とか、コグニ体操などは認知症に効果があるということもありますので、それに発展的に枕崎市の地域包括ケア推進課としては、集いの場を今14か所あるものをできれば20か所程度には広げていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 前にも、一応議会で言ったんですけど、佐々町、佐世保の上の。あそこも言えば、うちのサン・フレッシュみたいな施設を最初造って、そこが何かもう空いたみたいでそこに福祉課が全部入って、2階には畳部屋があって、要支援になるかならんぐらいの人がカラオケとかやって、あとは筋力トレーニングもする、道具もいっぱいそろってるところだったんですけど、中も案内してもらったんですけど、要支援1、2ぐらいの人、介護1ぐらいの人だったかな、ボランティアを積極的にしてもらってるちことですよ。

ということは、何かすれば認知は遅らせるんじゃないかちだと思っんですよ。ただ、あそこがいいち思ったのは、診療所も歩いて50メートルぐらいのところにあって、診療所が医師と何かこううまく連携ができてるのかなち思って、そこも見ますかち言ったんですけど、もう帰る時間がないから遠慮したんですけど、やっぱり要支援だからちゅうことじゃなくて、何かうまく活動できる場を提供したら、またそれも効果があるんじゃないかなってそのときは思ったんですよ。

だから、今これからのいろんなことを策定するわけですから、そういうことも何か織り込んで、本市独自のやつでも何か考えてもらったらなと思っんですけど。なるべくお金がかからなくて効果がありそうなやつを。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 現在、地域包括支援センターの中に認知症を初期の段階でサポートするチームがあります。

認知症と思われる方だけでなく、認知的にも機能が低下しているような方に即したサポートの在り方というのをそれぞれ対応することになります。

特に、独自に認知症ケアパスというのをつくっておりますので、認知症とか認知症になる前の認知度が落ちてる段階で対応できるサービスや運動につなげるとか、最終的に認知症になっても住み慣れた地域で生活できるようなサポート体制を取るように支援をしているところです。

○5番（禰占通男） それから、この介護給付費が増えてると思っんですけど、主にどういった点で今ここには給付費も広げてるの、広げてるちゅうか末尾にも……。

○9番（立石幸徳） 関連なんですけど、認知症の件でですね、最近枕崎で行方不明者が出ましてね、ちょっと長期間っていうか、四、五日たってから発見されて、巷間聞くと、認知症ということを開くんだけれども、この独り暮らしの認知症というのは包括ケアのほうでも何かその把握とていうか、確認されているんですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 高齢者の中で、何らかの生活上の支援が必要な方が大体

900名から1,000名程度いるということで、前回、何らかの機会のときに言ったと思いますけれども、今現在、地域の公民館の方に在宅福祉アドバイザーをお願いしてありまして、民生委員と一緒に地域で見守りが必要な方を抽出して名簿を出していただくようにしています。

認知症に限ったことじゃないですけども、ちょっと認知的なものや障害があるような方とか、気になる方をリストアップしていただいて、それを定期的に回るようなアドバイザーの活動につなげるようにしているところです。人数的なものは少し分かりづらいですけど。

○9番（立石幸徳） 今調べてるちゅうんじゃないで、認知かどうか知らんけど、とにかく公民館のほうでも従前から独り暮らしのところには、緊急のときどこに連絡しますかとか、調査がもうなされているはずですよ。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 在宅福祉アドバイザーについても、以前からずっと取り組んでいるところですけども、民生委員のほうで万が一とか、災害時の要支援が必要な方とか気になる方で、同意を得た方にはそういった作成プランを一式つくってありまして、それは福祉課で確認できるんですけども、万が一、災害じゃなくても手伝いに行くとか、そういった名簿の備えはしているところです。

○9番（立石幸徳） 先般の行方不明で、残念ながら死亡ということで発見したんですけどね。その発見場所が、自宅の近くのさほど遠いところではないところで見つかったと。一時期、消防署やら捜索するときは、市外のどこかで見かけたとか変な情報があって、あちこち走り回るちゅうようなことで、今何を申し上げたいかという、そういう近場でいわゆる実際行方不明になってるっていうのもちょっと遠くに住んでいる家族の人が気がついた。発見もその兄弟の家族の人が発見と。

もうちょっと、その周辺のそういった調査なり何なりが徹底しとけば、私はまだ早い段階で見つけられたんじゃないかと。もうどうかずっと、命も失うこともなかったんじゃないかという気がするもんですから、それで独り暮らしちゅうかな、認知もいろいろあるんでしょうけれども、段階が。そういうものは、やっぱり徹底してきちっと把握してて、何かというときはぱっと対応できるようにやっていただきたいんですよ。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） たしか、今回亡くなられた方はまだ70歳そこそこの若い方だったのではないのでしょうか。恐らくそういったアドバイザーが気をつけるべき人という形で、リストアップがまだされてなかったのではないかと思います。

ただ、相談があったかどうかは、私のほうでは把握してないんですけども、家族の方が認知症と認定される以前であっても、認知行動がちょっと低下しているとか、そういった形で早くに何か気づいた方がいれば、何らかできたのかもしれないですけども、その方が見守り対象になっていたかどうか、なっていなかったんじゃないかと思ってます。

特に、若い70歳ぐらいの方でしたので、見守りが必要な健康上の問題というのは、見た目に分かる問題がなければなかなか気づきにくいんじゃないかと思えます。

ただ、委員が言われるとおり、早い段階でそういった気になる方を地区の中で支援しようかという話がもしあれば、もう少し早く対応できたんじゃないかと思っているところです。

○6番（城森史明） 一般会計の繰入金なんですが、これは前年に比べて3,700万ほど増えているんですが、やはり少しずつ増えていってるんですか、どういう状況になってるのでしょうかね。

○福祉課長（山口英雄） まず、この第7期の介護保険事業計画では、先ほど申しましたとおり、施設整備とかを見込んで計画上も給付費は増えていくことになってますので、もう当然増えております。

それから、昨年と比べますと、消費税増税に伴う介護保険料の軽減拡大、その分の繰入金も増加しているところがございます。

○6番（城森史明） これは全て交付税措置される部分になるんですか、4億2,000万というの

は。その辺のところの内訳はどうなってるんですか。

○**財政課長（佐藤祐司）** 普通交付税では、高齢者福祉費の65歳以上のところで交付税措置されていると考えております。金額につきましては、包括的に算定されるので細かく内訳は分かりませんが……（「大ざっぱでいいです」と言う者あり）高齢者保健福祉費の費目で6億2,250万9,000円算定をされております。これはもちろん、介護保険の繰り出しだけではなくて、一般会計で支出している高齢者福祉費も含む金額でございます。

○**6番（城森史明）** そしたら、この4億2,000万の中で、一般財源、特定財源という区分けはできるんですか。一般財源でいいです。一般財源の必要な。

○**財政課長（佐藤祐司）** これは一般会計の予算書を見ていただければいいんですが、一般会計予算書の中で特定財源となりますのは、低所得者の保険料軽減に対して国と県から2分の1、4分の1、特定財源があったと思います。それ以外は一般財源です。

○**6番（城森史明）** 具体的にこの4億2,000万の中の一般財源は幾らですか。すぐ出らんかったら後で、また別な質問に移りますけど。

○**財政課長（佐藤祐司）** 先ほど申しました国2分の1と県4分の1を差し引きますと、4億0,386万1,000円です。

○**6番（城森史明）** もう大半は一般財源という理解でいいわけですね。

それと別な質問ですが、今、介護事業所における人材難ていう、人材不足分というのが言われていますが、実際、本市においては、そういう介護職に携わってる人が何人おられて、それは把握されてるんですか。

○**福祉課長（山口英雄）** 全体で何人というのはデータ的には把握してないです。

○**6番（城森史明）** そしたら、日本人が足りないっていう現況があるんですが、全国的にですよ。枕崎市にとってもそれは当てはまるんですか。

○**福祉課長（山口英雄）** 施設に聞いてみますと、やはり介護関係の職員、介護従事者の確保がなかなか難しいと、苦勞していると聞いています。

○**6番（城森史明）** 外国人の介護従事者ってというのはいるんですか。

○**福祉課長（山口英雄）** 市内の介護保健施設では、今のところ、私のほうで把握している限りでは、外国人の介護従事者はいないと思っております。

ただ、いつでしたか、今年1月に外国人介護従事者確保のためのセミナーっていうか、そういったものが南さつま市で開かれましたけれども、その中には本市の事業所が複数来ておまして、外国人の介護従事者の確保についていろいろ興味深くセミナーを受講しておりましたので、そういった動きも今後出てくるのかなと考えているところです。

○**5番（禰占通男）** 先ほどの介護給付金が増えているちゅうことで、うちは給付費としては17ページに2件、地域密着型と施設型って、これは先ほど課長が説明したそういった施設での伸びですか。

○**福祉課長（山口英雄）** 保険給付費総体では、前年度当初予算に比べて1億2,300万円程度増加しておりますけれども、そのうち介護サービス等諸費では1億3,100万の伸びとなっております。

その理由は、先ほど申しましたとおり、施設サービス給付費、これが6,896万円程度増となっておりますけども、まず1つは2年度新たに開設する予定の特別養護老人ホームの利用者増によるものが6,400万円程度と。市内には介護療養型医療施設はないんですけど、ただ市外の介護療養型医療施設を利用している方がいらっしやいまして、住所地特例で本市の被保険者なんですけど、そういった方が出てきていることによる影響が420万円程度となっております。

地域密着型サービス給付費につきましては、6,380万円程度の増となっておりますけれども、こちらにつきましては先ほども若干答弁いたしましたけど、当初予算編成時には別府地区の小規模多機能型居宅介護事業所が、2年度から事業展開ができるものと見込んで当初予算編成をしたと

ということが一つ、別な場所に2年度、小規模多機能型居宅介護事業所を開設しようという法人がございますので、その分も含めて前年度に比べて6,380万円程度の増となっているのが主な理由でございます。

○5番(禰占通男) あともう一つ、6番委員も言ったんですけど、介護職の人の負担軽減に向けて、何かロボットの開発とか、いろんなことを今やってるんですけど、そういった開発されて商品化されている物もあるし、結構高額みたいなんだけど、うちのほうのそういった介護施設、この利用ちゅうのは何かやってるんですか。

○福祉課長(山口英雄) 介護ロボット導入の助成事業とかいろいろありますけれども、介護ロボットを導入したという情報は来てないところです。

以前、介護ロボットの導入については、市内の全事業所に導入を勧奨するため、情報を流して意向を聞いたりしたんですけども、その時点では当時の助成対象となるロボットの種類が限られて、もう既に導入済みだったり、あるいはパワースーツ型のロボットはそれぞれ人が変われば一々設定しないといけないというのがあって、時間がかかってかえって使いにくいと。

そういったことがあって、導入するまでに至らなかった経緯があるんですけど、最近またAIを活用したものとかあるかと思っておりますので、今後また各事業所には介護従事者が不足する中、従事者の負担軽減とか、そういったことから導入の検討について話はしてみたいと思います。

○5番(禰占通男) それに書いてないけど、去年じゃなくて3年ぐらい前かな、所管事務調査で立神のほうに行ったときに、事務長に今何が欲しいですかっち言ったら、介護型ロボット、言語型あれが何かやっぱ先ほど出た認知症とかにいいみたいで欲しいとは言ってたんですけど、今それも何かこの2年ぐらいで物すごく発達して、また小型も小型で何か金額的にも安いものが出てくるんですけど、そういったものを使った施設ちゅうのもまだ把握できていないんですか。現在あるんですか、そういうの。

○福祉課長(山口英雄) 私が知る限りではないです。

○2番(眞茅弘美) 高齢者施設についてちょっとお伺いします。

特別養護老人ホームが新設するというところで、大変ありがたいことだと思います。そして別府のほうの小規模多機能はちょっと新設に今至ってなくて残念なんですけども、この小規模多機能施設はすごく条件によって利用しやすいっていう声をよく聞きます。

現在のところ、本市では駅前の施設だけでしょうか、小規模多機能施設は。

○福祉課長(山口英雄) 警察署の近くですか、あっち側にもございますので2か所です。

○2番(眞茅弘美) それとですね、小規模多機能施設、老健施設、特別養護老人ホーム、グループホームといろいろございますけども、今現在その高齢者の方の入所待ちっていうのはございますか、満床でしょうか。

○福祉課長(山口英雄) 特養等の施設の入所待ちにつきましては、今年2月時点でのデータですけども、特別養護老人ホームの待機者自体が、特別養護老人ホームの入居可能者というのは、今現在基本的に要介護3以上の方となっておりますので、要介護3以上の方で特別養護老人ホームの入居待ちという方が100名ちょっといらっしゃいますけれども、ただこれは延べ数でございまして、複数の施設に入所申込みをして順番待ちの方もいらっしゃいますので、実数的には70とかそのぐらいになるかなと思います。

○2番(眞茅弘美) ちょっとお聞きしたいんですけども、別府のほうに丞山、独り身の方が入居できる施設があると思うんですけども、こちらの入居条件とか分かりましたらお願いします。

○福祉課長(山口英雄) 丞山というのがありますけど、あそこは生活支援ハウスでございまして、高齢者の方が自宅での生活が若干難しくなったときに、その生活をサポートするための施設でございまして、入居してその日常をサポートするという形になっております。丞山の定数は10名となっております。

○2番（眞茅弘美）　ということは、介護度とかは関係ないってことですかね。

○福祉課長（山口英雄）　丞山は、生活支援ハウスでございまして、基本的にはその丞山という施設の中で、御自分で生活していただく、ただできない部分、若干サポートが必要な部分を職員がサポートする形になりますので、基本的に御自分で生活はある程度のところはできるのが条件だったと思います。

○14番（豊留榮子）　介護度なんですけれども、介護度1、2の方というのはどの程度の方たちなんですか。

○福祉課長（山口英雄）　今年1月時点で申し上げますと、要介護1、2って言われましたよね。（「要介護じゃなくて、介護度が1、2」と言う者あり）ですね。第1号被保険者のうち要介護1の方が308人、要介護2の方が198人となっております。

○14番（豊留榮子）　その様子ですね、介護度が1、2の方がどういう状態の方たちが1で、介護度が2なのかっていうことなんですけど、それが今回、介護度1、2の人を介護サービスから外そうというあれが出てますよね。

○福祉課長（山口英雄）　介護度ですけども、要介護1につきましては、歩行はできるんですけど、不安定さがある日常生活に部分的な介助、介護が必要な方、要介護2につきましては、やはり歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要な方と、大まかに言うとうそいったことになってます。

○14番（豊留榮子）　一人じゃちょっと不安定だという方たちなわけですよ、それを支えるのが介護サービスだと思うんですけども、それを今度、その1、2の方も介護サービスから外していこうというふうな国のやり方なんですけど、それに対してはどうなんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄）　今、14番委員が言われたことについては一般質問でもございました。確かに厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の中で、その論議がなされているところでございますが、今回、今年につきましては結論を先送りということで、来年度の第8期に向けた制度改革の中で結論が出されるものと考えております。

私どもとしましては、一般質問でもお答えいたしましたとおり、国の審議がどのように今後なっていくのか注意深く見守っていきたくて考えております。

また、そのほかいろんな、先ほど若干出ましたけど、給付費の関係、もう動きがいろいろあつたりしますので、その部分については市町村の介護保険財政、市町村、被保険者の負担が過重にならないようにという観点ですと注意深く見守って、もし必要な場合には所要の要望等をしていきたいと考えております。

○14番（豊留榮子）　国のやり方を見守るだけでなくぜひ要望を、地域の中のことを知ったり、介護度の状態がどうこうっていうのも一番知ってるのはもう課長たちなんですから、ぜひ声を上げていってほしいと思うところです。要望しておきます。

○12番（東君子）　多分ですね、今のできるだけ自分たちの家族で誰か体の調子が悪くなったりとか、支援を受けなくてはいけないのを制度とかに頼らずに、できるだけ自分たちでやってくださいっていうことなのかもしれないんですけども、それによってですね、働き盛りの、例えば40代50代の方が自分のお母さんを見なきゃいけないということで、仕事を早く定年になる前に辞めたり、またそれによって結婚の適齢期を逃してしまったりですね、お母さんの面倒見てらっしゃるのは大変だ。私が結婚していったら、もう自分まで介護しなきゃいけないとかですね。その後ろにもう様々なことが問題があると思うので、もう本当にいろいろ切り崩して押しつけていくのではなくて、やっぱり全体的に国の財政も大変なんだと思うんですが、温かみのある支援をしていかないともう本当に家庭が壊れてしまう。そういう状況に発展してしまうんじゃないかなっていうふうに思います。

それが、またさらに自殺っていうか、悪く考え過ぎかもしれないですけど、そういうところま

で発展をしていったりすると思うので、市のほうも力を入れていただきたいというふうに思います。

○福祉課長（山口英雄） 今言われたとおり、私どもとしましては必要なサービスはぜひ利用していただきたい。一方では、私どもの取ったアンケートの中でも、介護をされる方はできれば御自分の自宅でという願望を持つ方が多数いらっしゃいます。大半はそういった方々です。

そういった介護を受ける方の希望と、それから介護する方たちの生活とか、そういったものも考えて利用しやすいサービス体系を構築していきたいと考えております。

○4番（沖園強） 保険料の関係で、先ほど消費税等の分で軽減世帯が増えた。確かに元年度は3,400円掛ける1,710人だったかな、それが3,850人になったというような状況なんですけど、軽減世帯が、そうするとこの第1号被保険者保険料が1,583万4,000円程、前年と比べて減っているんですけど、特別徴収保険被保険者は37人増えてるんですよ、37人、普通徴収は5人程減ってるんですけど、その軽減世帯数は3,850件に上がってここに影響額、この1,583万になったと、こう理解していいんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 保険料の軽減拡充につきましては、予算書の11ページの4番、低所得者保険料軽減繰入金、この分が軽減に係る一般会計の繰入金の部分でございます。

○4番（沖園強） この影響額が2,588万8,000円でしょ、そうすると、保険料の部分では軽減世帯の分2,588万7,000の影響額、しかし対象者は増えていると、保険料は減っていると。どう理解すればいいのかな。

○税務課課税係長（鮫島真一） 前年度予算に関しましては、保険料引下げ前で当初予算を計上しまして、令和2年度の予算に関しましては、その後引き下げた金額で計上してしますので、前年度と今年度比較の部分では引下げ前、引下げ後の比較になりますので、この差が出ております。

○4番（沖園強） そうすると、第1段階、第2段階、第3段階の軽減、被保険者の所得は第1段階はどうだったんですかね。

○福祉課長（山口英雄） これは昨年の6月議会で条例を出させていただいたかと思えますけれども、第1段階につきましては、生活保護受給者あるいは世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の年金収入等が80万円以下の者となっております、これが平成30年度は結局6月議会で軽減を拡充させていただきましたけど、令和2年度からは0.3にさらに拡充するという、引き下げることになっております。第2段階につきましては、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の者となっております。第3段階につきましては、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円を超える者となっております。

○4番（沖園強） それと国庫支出金の調整交付金なんですけど、調整交付金でこれ補正係数といえいいんですかね、介護給付費に対する0.0766、今年度は0.0794なんですけど、係数が変わったのは何か理由があるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 調整交付金の算定に当たりましては、この係数が国から示されますので、それに基づいた……。

○4番（沖園強） 何か要因があるから変わるんでしょうけど、全然分からんとですか。

○福祉課長（山口英雄） 調整交付金のその係数の算定資料につきましては、手元にないので答えられないところです。

○4番（沖園強） いいですよ、またの機会で教えていただければ。

○福祉課長（山口英雄） すいません、補正予算の審議のときに9番委員から、老人福祉施設等のコロナウイルス対策はどうなってるのかということで、発生した場合の対処法はどうなってるのかというお尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。

もし、施設でコロナウイルスの感染者と思われる方が発生した場合には、当然のことながら当

該利用者については原則として個室に移動、それからその利用者とほかの利用者の介護に当たっては、担当職員を可能な限り分けると。

その感染した利用者のケアに当たっては、部屋の換気を一、二時間ごとに5分から10分行うこととすとか細々とありますけども、それから職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。そういった使い捨ての部分につきましては、感染症対策ということでそのまま縛って廃棄するとか。

ケアの開始と終了時には液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施すると。体温計等の器具につきましては、可能な限り感染者の利用したものは感染者の利用だけにとどめること。ほかのものについては、別なものを使用すること。食事等につきましては、食事会場は原則として個室で行う。

あと、主だったものを言いますけども、排せつについては感染者と感染していない人のトイレの空間を分けること。入浴につきましては、原則として拭き取り、体を拭くことで対応して、拭き取ったタオルについては熱水洗濯機で洗浄後に乾燥を行うか、または次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒した後に洗濯乾燥を行うといった措置を取るようになっております。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決するものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時2分 散会